

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	4
第3節 計画の期間.....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	7
第1節 人口・世帯の状況.....	8
1 人口構成の状況.....	8
2 世帯構成の状況.....	9
第2節 障がい者手帳所持者などの状況.....	10
1 身体障がいのある人の状況.....	10
2 知的障がいのある人の状況.....	11
3 精神障がいのある人の状況.....	12
4 難病患者の状況.....	13
第3章 計画の基本的な考え方	15
第1節 基本理念.....	16
第2節 基本目標.....	17
第3節 施策の体系.....	18
第4章 取り組んでいく施策	21
第1節 権利を守っていきます.....	22
1 理解の促進と差別解消の推進.....	22
(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進.....	25
(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進.....	26
2 人権や権利を擁護するための仕組みづくり.....	26
(1) 情報のバリアフリーの推進.....	29
(2) 権利擁護のための相談支援や制度利用の充実.....	30
(3) 市行政機関の事務や事業での権利擁護のための配慮.....	30
第2節 自分らしい自立した生活を支援していきます.....	31
1 生活支援のための基盤づくり.....	31
(1) 生活を支援する情報提供の充実.....	41
(2) 生活を支援する相談支援体制の充実.....	41
(3) 生活を支援するサービスの充実.....	42
(4) 地域生活への移行支援の充実.....	42
2 保健・医療サービスの充実.....	43
(1) 適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実.....	46

(2) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進	46
(3) 保健・医療サービスやリハビリテーションの充実	47
(4) 精神保健・医療に関する施策の推進	47
(5) 難病患者などへの支援の充実	47
3 雇用と就労の充実	48
(1) 就労支援の推進	51
(2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実	51
(3) 雇用・就労機会の拡充	51
(4) 福祉的就労の場の充実	51
4 安心・安全対策の推進	52
(1) 災害時の避難行動支援体制の充実	55
(2) 防犯対策の推進	55
第3節 社会参加の機会を充実していきます	56
1 療育と教育の充実	56
(1) 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実	58
(2) 療育の場と発達支援の機会の充実	59
(3) 幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実	59
(4) 学校における進路指導・就労指導の充実	60
(5) 学校教育施設のバリアフリーの推進	60
2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実	61
(1) 地域での交流の機会の充実	67
(2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実	67
(3) 障がいのある人やその家族の団体の支援	67
(4) ボランティアの育成と活動の支援	67
3 生活環境の整備	68
(1) 福祉環境整備の促進	70
(2) 住宅・住環境整備の推進	70
第5章 計画の推進のために	71
第1節 庁内ならびに関係機関との連携強化	72
第2節 国や県、近隣市町との連携強化	72
第3節 さまざまな組織・団体との協働体制強化	72
第4節 広報・啓発活動の推進	72
資料編	73
1 嬉野市障がい者計画策定審議会条例	74
2 嬉野市障がい者計画策定審議会委員名簿	76
3 計画策定の経緯	77
4 調査の概要	78
5 用語解説	79

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成25年に「障害者基本計画*（第3次）」（平成25年度～29年度）が策定され、共生社会*の実現に向けた、障がいのある人の自立と社会参加の支援などの施策の推進が図られています。

国の障害者基本計画*の第2次計画（平成15年度～24年度）から第3次計画の策定までには、「発達障害者支援法*」、「障害者自立支援法*」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法*」という。）」の制定、「教育基本法*」、「障害者基本法*」の改正、障害者自立支援法*を改めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法*」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法*」という。）」の制定などがなされ、障がいのある人をめぐる環境が大きく変化してきました。

このような国内法の整備を受けて、国は平成26年1月に「障害者の権利に関する条約*（以下、「障害者権利条約」という。）」を批准しました。

本市においては、障害者基本法*に基づく「嬉野市障がい者福祉計画」の第1次計画（平成20年度～24年度）、第2次計画（平成25年度～29年度）により、障がい者施策を推進してきました。

この計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした本市の障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、「第3次嬉野市障がい者福祉計画」（平成30年度～35年度）を策定し、本市における障がい者施策の一層の推進を図ります。

なお、本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法*」第2条の定義で規定される身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい*を含む）その他の心身の機能の障がいがある人で、障がいおよび社会的障壁*により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。ここでいう「社会的障壁*」とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記したほうが適切な場合などについては、「障害」と表記します。

■ 障がい者施策関連法令などの動向

年	国の動き
平成 14 年 2002 年	●障害者基本計画（第 2 次）の策定
平成 15 年 2003 年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年 2005 年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障がいの定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年 2006 年	○障害者自立支援法 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化、明確化 ・就労支援の抜本的な強化 ○バリアフリー法 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリーの推進 ・心のバリアフリーの推進 ・地域における重点的、一体的なバリアフリーの推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年 2007 年	★障害者権利条約署名
平成 21 年 2009 年	○[改正]障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年 2010 年	○[改正]障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障がいを対象として明示
平成 23 年 2011 年	○[改正]障害者基本法 施行 ・目的規定および障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年 2012 年	○[改正]障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正]児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待防止法 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年 2013 年	○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病などを追加） ○障害者優先調達推進法 施行 ・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画（第 3 次）の策定
平成 26 年 2014 年	★障害者権利条約批准
平成 28 年 2016 年	○障害者差別解消法 施行 ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理、紛争解決の援助 ○[改正]発達障害者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法*」第 11 条第3項に定める「市町村障害者計画」です。本計画では、障がいのある人の自立および社会参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示します。

本計画は、国の「障害者基本計画*」や「佐賀県障害者プラン」、また、嬉野市における上位計画である「嬉野市総合計画」との整合を図りつつ、「嬉野市地域福祉計画」や「嬉野市障がい福祉計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

「嬉野市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法*第 88 条に基づくもので、障がい福祉サービス*などの確保に関し、また、「嬉野市障がい児福祉計画」は、児童福祉法*第 33 条の 20 に基づくもので、障がい児福祉サービスなどの確保に関する実施計画であるのに対し、本計画は、障がいのある人のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画で、本市における障がい者施策の推進のための行動指針となります。



第3節 計画の期間

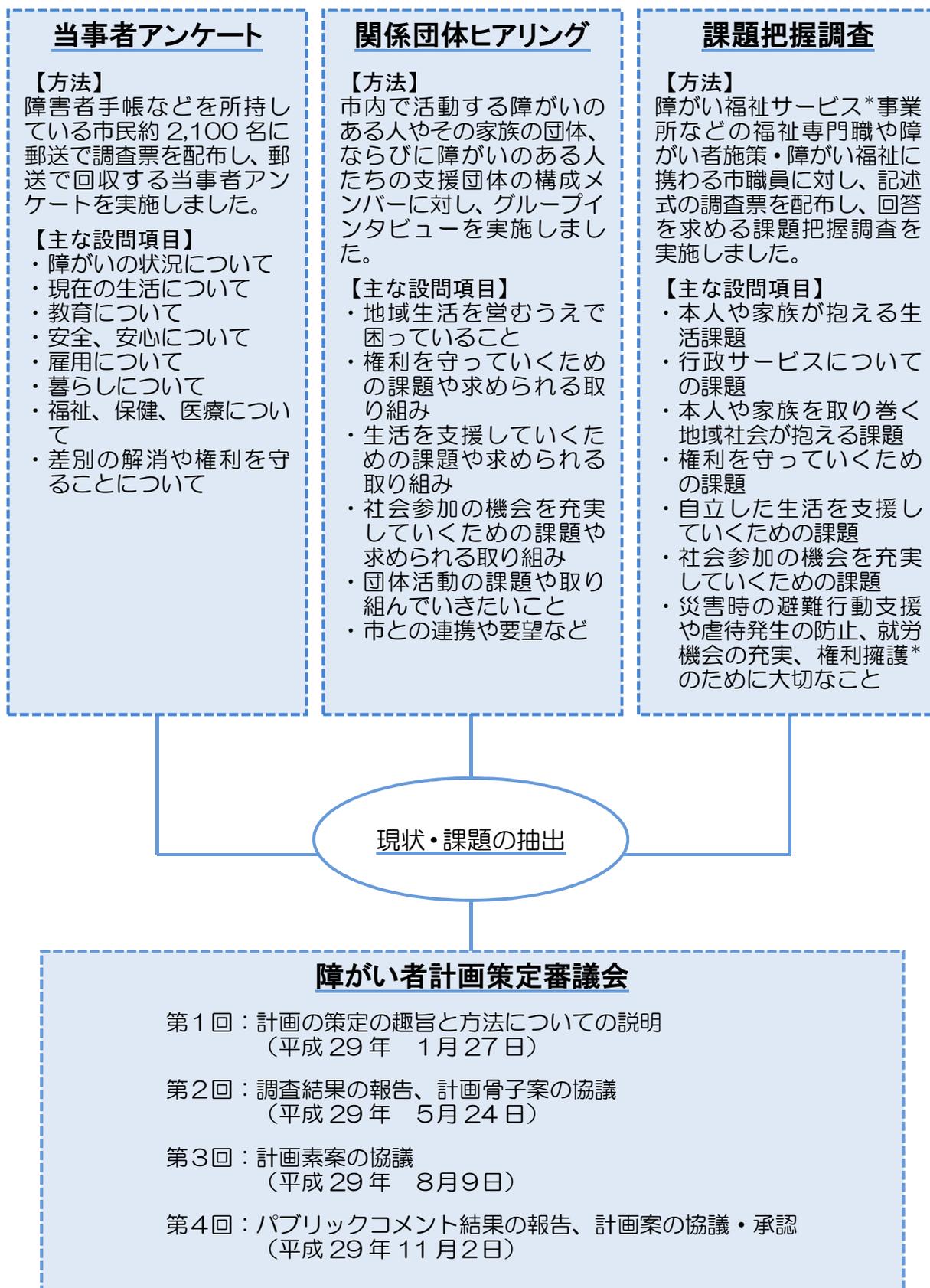
本計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
第2次障がい者福祉計画						第3次障がい者福祉計画								
第3期障がい福祉計画		第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			
						第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

第4節 計画策定の方法



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第1節 人口・世帯の状況

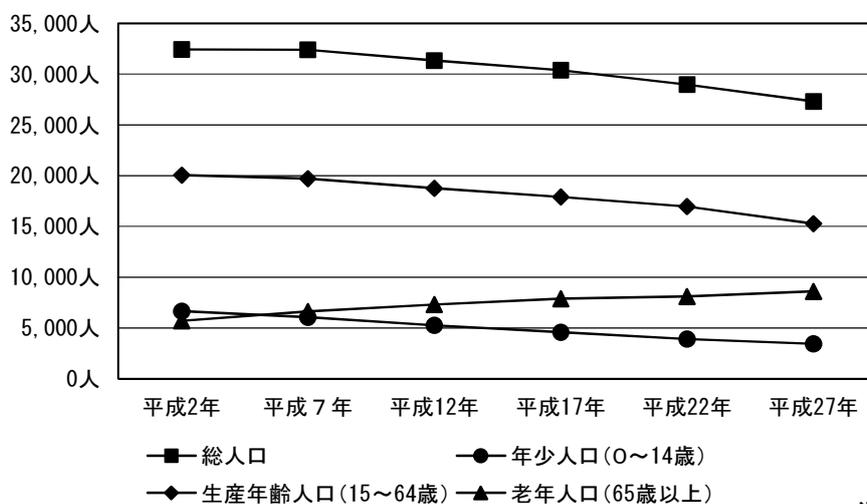
1 人口構成の状況

嬉野市の総人口は減少傾向にあり、平成2年の32,421人から平成27年には27,336人となり、25年間で5,085人減少しました。

年少人口（0～14歳）は、平成2年の6,652人から平成27年には3,431人となり、総人口に占める割合で見ると、平成2年に20.5%であったものが、平成27年には12.6%と減少となりました。生産年齢人口（15～64歳）は、平成2年の20,056人から平成27年には15,268人となり、総人口に占める割合で見ると、平成2年に61.9%であったものが、平成27年には55.9%と減少となりました。老年人口（65歳以上）は、平成2年の5,711人から平成27年の8,610人となり、総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には17.6%であったものが、平成27年には31.5%と一貫して増加となりました。

嬉野市では、団塊の世代が65歳以上となったことに伴い、高齢化が急速に進行しています。また、子どもを産み育てる世代の人口減少もあり、少子化も進行しています。

【年齢3区分別人口構成の推移】



単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	32,421	32,389	31,324	30,392	28,984	27,336
年少人口 (0歳～14歳)	6,652 20.5%	6,065 18.7%	5,264 16.8%	4,571 15.0%	3,907 13.5%	3,431 12.6%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	20,056 61.9%	19,711 60.9%	18,755 59.9%	17,917 59.0%	16,953 58.5%	15,268 55.9%
老年人口 (65歳以上)	5,711 17.6%	6,613 20.4%	7,291 23.3%	7,900 26.0%	8,113 28.0%	8,610 31.5%

※総人口は年齢不詳を含む

資料：国勢調査

2 世帯構成の状況

嬉野市の一般世帯総数は、平成2年の8,572世帯から平成27年の9,152世帯となり、25年間で580世帯増加しました。

核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯総数に占める割合は、ほとんど変化がありませんでした。核家族世帯のうち、高齢者夫婦のみの世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。平成2年は夫または妻のいずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯）の割合に注目すると、平成2年に10.4%であったものが、平成27年には21.5%となりました。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）をみると、平成2年の1,392世帯から平成27年には2,359世帯となり、25年間で967世帯増加しました。単独世帯のうち、高齢者のひとり暮らし世帯の割合に注目すると、平成2年に29.8%であったものが、平成27年には44.7%となりました。

高齢者のみの世帯が急速に増加している様子がうかがえます。

【世帯構成の推移】

単位：世帯

	一般世帯 総数	核家族 世帯数	高齢者 夫婦のみ	単独 世帯数	高齢者 ひとり暮らし
平成2年	8,572	4,091	425	1,392	415
	100.0%	47.7%	5.0%	16.2%	4.8%
平成7年	9,128	4,206	562	1,859	527
	100.0%	46.1%	6.2%	20.4%	5.8%
平成12年	9,255	4,411	696	1,976	689
	100.0%	47.7%	7.5%	21.4%	7.4%
平成17年	9,320	4,467	783	2,137	786
	100.0%	47.9%	8.4%	22.9%	8.4%
平成22年	9,259	4,450	855	2,236	871
	100.0%	48.1%	9.2%	24.1%	9.4%
平成27年	9,152	4,602	988	2,359	1,054
	100.0%	50.3%	10.8%	25.8%	11.5%
		100.0%	21.5%	100.0%	44.7%

資料：国勢調査

第2節 障がい者手帳所持者などの状況

1 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳*の所持者数は、平成25年の1,598人と平成29年の1,612人を比較すると14人増加しましたが、この間、大きな増減はありませんでした。

年代別でみると、身体障害者手帳*所持者の多くが65歳以上で、平成29年には、65歳以上の身体障害者手帳*所持者が1,243人で、全体の77.1%を占めました。障がい程度別でみると、最重度である身体障害者手帳*1級が最も多く、次いで4級が続きました。平成29年には、身体障害者手帳*1級の所持者と2級の所持者を合わせると691人で、全体の42.9%を占め、重度の身体障害者手帳*所持者が半数近くとなりました。障がい種別でみると、肢体不自由のある人が最も多く、平成29年には900人で、全体の55.8%を占めました。

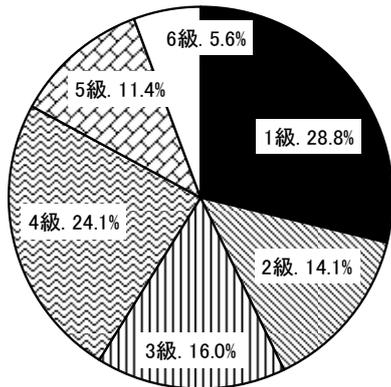
【身体障害者手帳*所持者数の推移】

単位：人

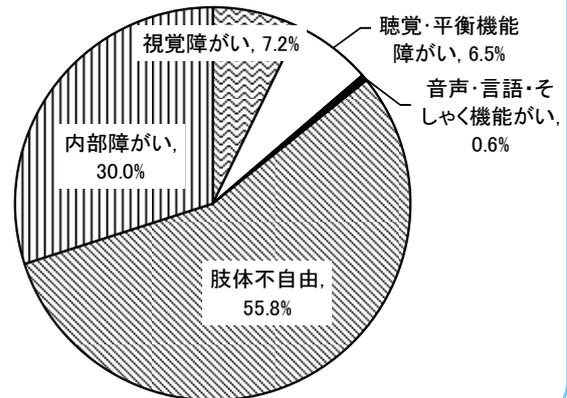
区分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
合計		1,598	1,606	1,614	1,621	1,612
年代別	18歳未満	20	15	18	18	18
	18歳～64歳	401	384	368	358	351
	65歳以上	1,177	1,207	1,228	1,245	1,243
障がい程度別	1級	470	472	472	474	464
	2級	242	239	238	234	227
	3級	265	267	261	262	258
	4級	358	363	374	382	388
	5級	174	172	178	181	184
	6級	89	93	91	88	91
障がい種別	視覚障がい	124	119	115	116	116
	聴覚・平衡機能障がい	107	103	100	101	104
	音声・言語・そしゃく機能障がい	10	10	8	8	9
	肢体不自由	904	910	918	906	900
	内部障がい	453	464	473	490	483

資料：福祉課（各年3月31日現在）

【障がい程度別の割合（平成 29 年）】



【障がい種別の割合（平成 29 年）】



2 知的障がいのある人の状況

療育手帳*の所持者数は、平成 25 年の 341 人と平成 29 年の 363 人を比較すると 22 人増え、この間、平成 28 年の 380 人が最も多くなりました。

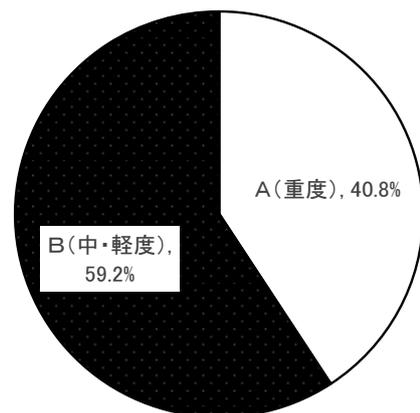
年代別でみると、療育手帳*所持者の多くが 18 歳～64 歳で、平成 29 年では、18 歳～64 歳の療育手帳*所持者が 262 人で、全体の 72.2%を占めました。障がい程度別でみると、重度である療育手帳*A の所持者のほうが、中・軽度の B よりも少なく、平成 29 年では、療育手帳*A の所持者が 148 人で、全体の 40.8%を占めました。

【療育手帳*所持者数の推移】

区分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合計		341	366	368	380	363
年代別	18 歳未満	48	47	43	50	44
	18 歳～64 歳	250	269	271	277	262
	65 歳以上	43	50	54	53	57
障がい程度別	A (重度)	151	158	160	165	148
	B (中・軽度)	190	208	208	215	215

【障がい程度別の割合（平成 29 年）】

単位：人



資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

3 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳*の所持者は、平成 25 年の 154 人と平成 29 年の 199 人を比較すると 45 人増えました。

年代別でみてみると、精神障害者保健福祉手帳*所持者のほとんどが 18 歳～64 歳で、平成 29 年では、18 歳～64 歳の精神障害者保健福祉手帳*所持者が 172 人で、全体の 86.4%を占めました。障がい程度別でみてみると、精神障害者保健福祉手帳*所持者の多くが 2 級で、平成 29 年では、精神障害者保健福祉手帳* 2 級の所持者が 147 人で、全体の 73.9%を占めました。

また、自立支援医療*（精神通院医療）の受給者は、平成 25 年の 364 人と平成 29 年の 392 人を比較すると 28 人増え、この間、平成 28 年の 375 人が最も多くなりました。

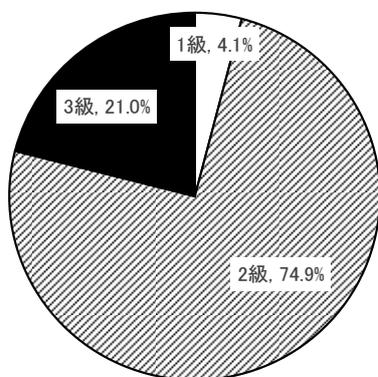
【精神障害者保健福祉手帳*所持者数の推移】

単位：人

区 分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合 計		154	148	169	176	199
年代別	18 歳未満	0	0	3	9	10
	18 歳～64 歳	139	132	152	152	172
	65 歳以上	15	16	14	15	17
障がい程度別	1 級	10	7	8	8	10
	2 級	124	121	135	136	147
	3 級	20	20	26	32	42

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

【障がい程度別の割合（平成 29 年）】



【自立支援医療*（精神通院医療）受給者数の推移】

単位：人

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自立支援医療*（精神通院医療）受給者数	364	344	367	375	392

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

4 難病患者の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律*」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病*や筋萎縮性側索硬化症（ALS）*などが難病に該当します。

難病のうち、平成 26 年 12 月までは、130 の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56 の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514 疾患（11 疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成 27 年 1 月 1 日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律*」と「改正児童福祉法*」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。医療費助成制度の対象となる指定難病は、平成 29 年 4 月から 330 疾病となりました。また、小児慢性特定疾病は、平成 29 年 4 月から 722 疾病となりました。

本市での特定医療費（指定難病）受給者証の所持者は、平成 29 年には 235 人となり、また、小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者は、平成 29 年には 39 人となりました。

【特定医療費（指定難病）受給者証所持者数などの推移】

単位：人

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
特定医療費（指定難病）受給者証所持者数	218	215	222	235	235
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数	25	32	34	39	39

資料提供：佐賀県（各年 3 月 31 日現在）

平成 27 年以降のデータは新しい医療費助成制度に基づく人数

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

- 嬉野市における障がい者施策は、障がいの有無を問わずすべての人々が“ぬくもり”を感じながら生活できる共生社会*の実現をめざします。
- 障がいや障がいのある人に対する偏見をなくし、「ノーマライゼーション※」や「ソーシャル・インクルージョン※」の実現のため、子どもの頃から、思いやりの心と助け合いの精神を養う福祉教育を取り入れるとともに、障がい福祉に関する啓発と広報活動をすすめます。
- 障がいのある人が生き生きとした生活を実感することができるよう、主体的に多様な福祉サービスを利用できる支援体制を整備するとともに、バリアフリー※をすすめ、障がいのある人が社会参加できる環境を整えます。

以上のような考え方にに基づき、本計画の基本理念を次のように設定します。

基本理念

障がいのある人もない人も
誰もが暮らしやすいまち

※ノーマライゼーションとは

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障がいのある人も、そうではない人と同様の生活ができるように支援するべき、という考え方である。また、そこから発展して、障がいのある人とそうではない人とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿、もしくは通常の社会であるとする考え方としても使われることがある。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

※ソーシャル・インクルージョンとは

社会的包摂。社会的に弱い立場にある人々を排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。社会的排除の反対の概念である。

※バリアフリーとは

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

権利を守っていきます

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされるように、障がいのある人たちの権利を守っていきます。

また、障がいのある人が、情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことや、行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができるよう取り組みます。

自分らしい自立した生活を支援していきます

自分らしい日常生活または社会生活を営むことができるように、また、保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができるように、障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめます。

さらに、仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感できるとともに、災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができるように、障がいのある人たちの自分らしい自立した生活を支援していきます。

社会参加の機会を充実していきます

適切な療育*と教育の場や機会、地域での交流の機会、スポーツ・文化活動への参加の機会を充実させる取り組みをすすめます。

また、バリアフリー*を推進するなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えていくことで、障がいのある人たちの社会参加の機会を充実していきます。

第3節 施策の体系

基本目標	施策の柱	施策
権利を守って いきまます	1 理解の促進と 差別解消の推進	(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の 促進 (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進
	2 人権や権利を擁護す るための仕組みづく り	(1) 情報のバリアフリーの推進 (2) 権利擁護のための相談支援や制度利用の 充実 (3) 市行政機関の事務や事業での権利擁護の ための配慮
自分らしい自立した生活を支援して いきます	1 生活支援のための 基盤づくり	(1) 生活を支援する情報提供の充実 (2) 生活を支援する相談支援体制の充実 (3) 生活を支援するサービスの充実 (4) 地域生活への移行支援の充実
	2 保健・医療サービス の充実	(1) 適切な支援につなげる障がいの早期発見 体制の充実 (2) 障がいの原因となる疾病などの予防 ・治療の推進 (3) 保健・医療サービスやリハビリテー ションの充実 (4) 精神保健・医療に関する施策の推進 (5) 難病患者などへの支援の充実
	3 雇用と就労の充実	(1) 就労支援の推進 (2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の 充実 (3) 雇用・就労機会の拡充 (4) 福祉的就労の場の充実
	4 安心・安全対策の 推進	(1) 災害時の避難行動支援体制の充実 (2) 防犯対策の推進

基本 目標	施策の柱	施策
社会参加の機会を 充実していきます	1 療育と教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実 (2) 療育の場と発達支援の機会の充実 (3) 幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実 (4) 学校における進路指導・就労指導の充実 (5) 学校教育施設のバリアフリーの推進
	2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域での交流の機会の充実 (2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実 (3) 障がいのある人やその家族の団体の支援 (4) ボランティアの育成と活動の支援
	3 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉環境整備の促進 (2) 住宅・住環境整備の推進

第4章 取り組んでいく施策

第1節 権利を守っていきます

1 理解の促進と差別解消の推進

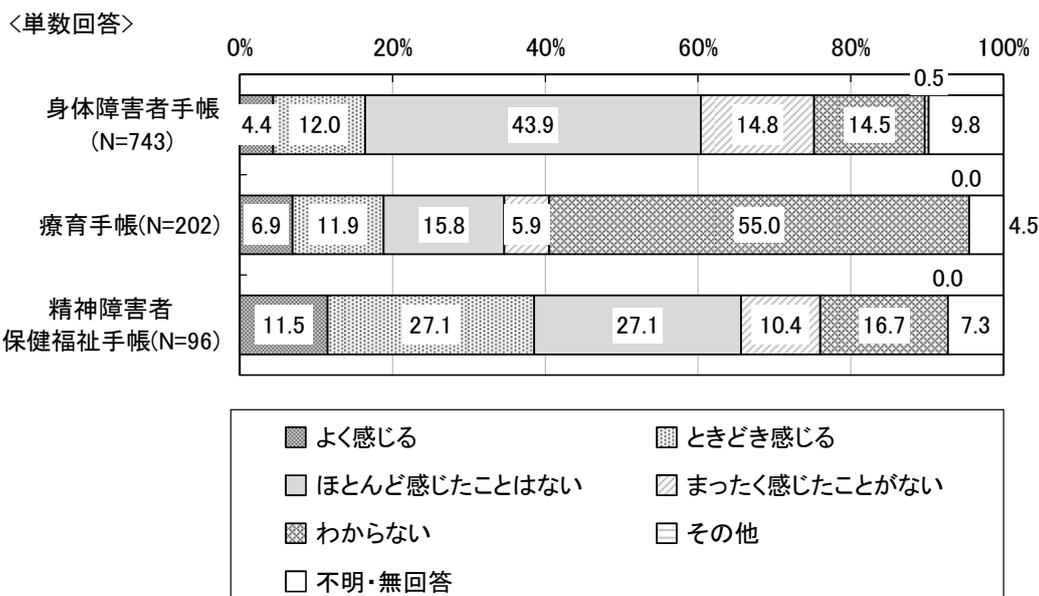
現状と課題

○障がいのある人に対する差別や偏見がまだまだ根強い

当事者アンケートでは、日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感があるかどうかたずねたところ、身体障害者手帳*の所持者では「ほとんど感じたことはない」の割合が他と比較すると高くなっていました。一方、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「よく感じる」、「ときどき感じる」を合わせた『感じる』割合が他と比較すると高くなっていました。また、『感じる』と回答した人たちが挙げた場面として、「人間関係」が最も高く、次いで「街角での人の視線」、「地域の行事や集まり」となっていました。

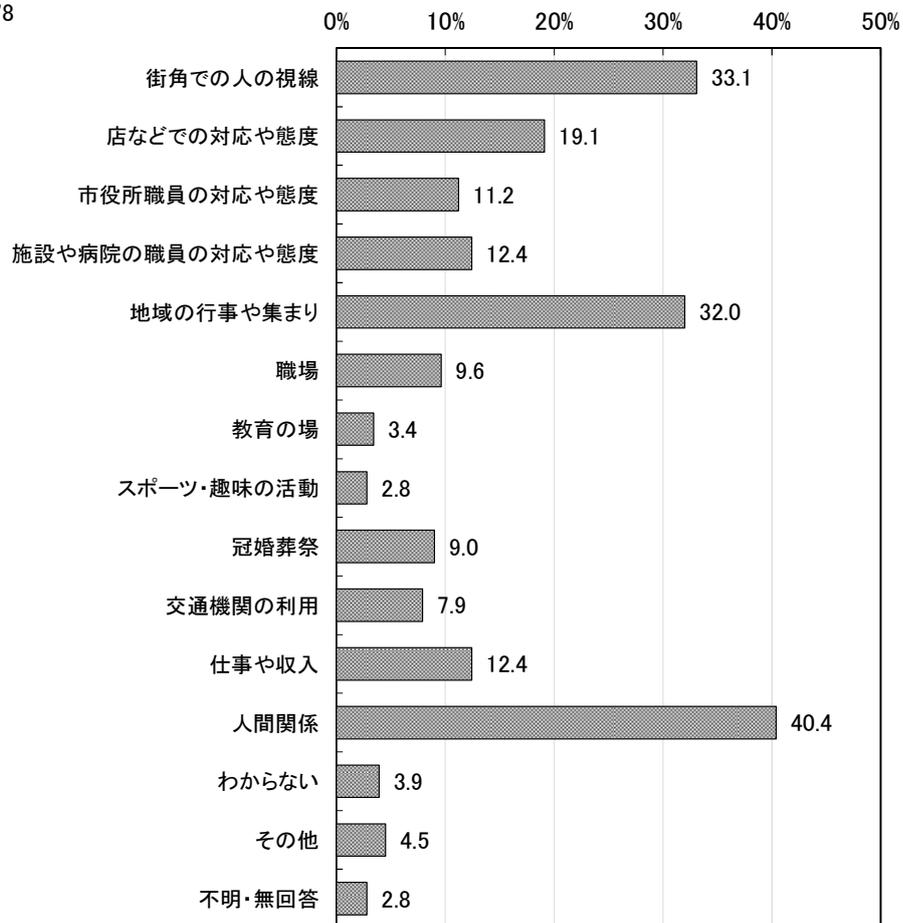
日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされている、または、なされていない（差別がある）と感じるかたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「一定の配慮がなされていると思う」の割合が高くなっていましたが、療育手帳*の所持者では他と比較するとやや低くなっていました。また、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「ほとんど配慮がなされていないと思う」の割合が他と比較するとやや高くなっていました。

【日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感があるかどうかについて】



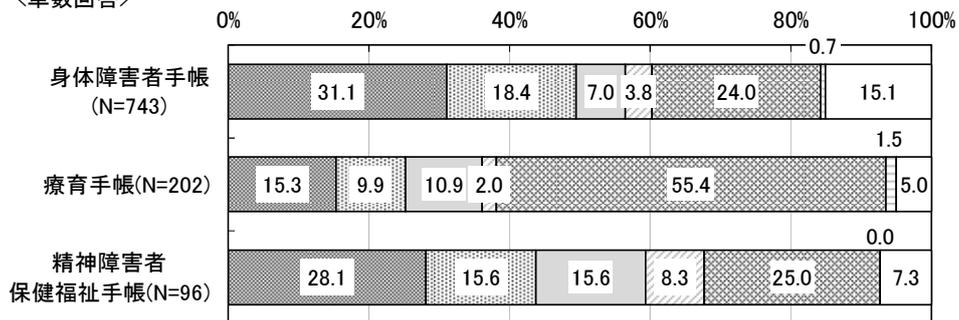
【日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感がある場面について】

＜複数回答＞
N=178



【日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされているかについて】

＜単数回答＞



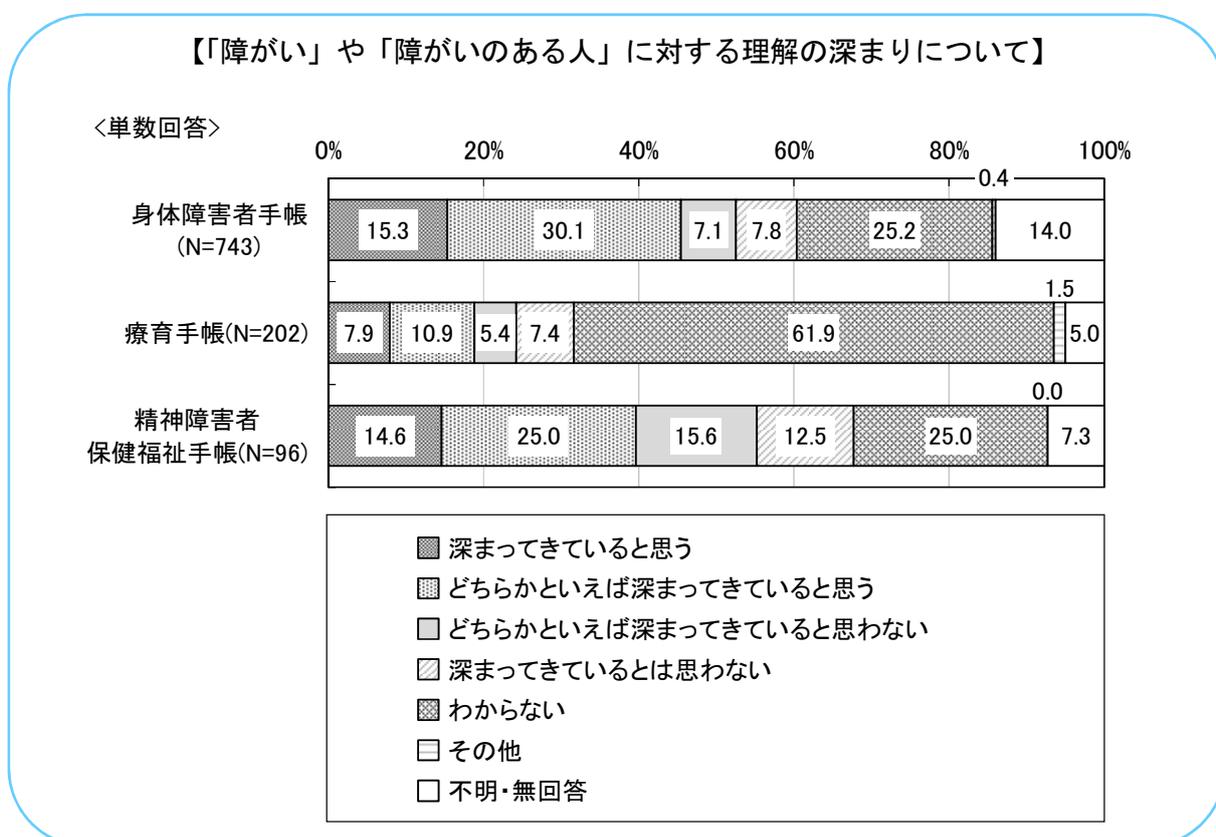
- 一定の配慮はなされていると思う
- ▨ どちらかといえば配慮がなされていると思う
- どちらかといえば配慮がなされていないと思う
- ▨ ほとんど配慮がなされていないと思う
- わからない
- その他
- 不明・無回答

関係団体ヒアリングでは、「地域生活を送るうえで、地域の方々の根底にはまだまだ偏見や差別が根強くあると感じる」や「私自身はオープンでありたいと思っているが、同居している家族のことを考えると、地域の人に障がいがあることをペラペラと言うことはできない」、「自分たちがまず偏見をなくして、周りに助けを求めたほうが良いと思う。家族も偏見を持っているので、なるべく周りに言いたくないという思いがあると思う」などの意見、さらに、「日本はノーマライゼーションが実現するどころか、これからも実現しないのではと感じている」と指摘する意見がありました。その一方で、「毎日会っている近所の人たちは、一度心の病気があると伝えたと、少しはわかっていただけたように感じている」との意見もありました。

課題把握調査では、「障がいのある方たちのことをもっと社会に理解してもらう必要があると思う」や「障がいのある方への認識不足による偏見や差別が根強く残っていると思われることが問題だ。またどのようにして障がいのある人への理解を求めるかが課題である」などの多くの意見がありました。

○障がいや障がいのある人についての理解を深めるための取り組みが大事だ

当事者アンケートでは、「障がい」や「障がいのある人」に対する理解が深まってきていると思うかたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「どちらかといえば深まってきていると思う」の割合が高くなっていました。また、療育手帳*の所持者では「深まってきていると思う」の割合が他と比較するとやや低くなっていました。



関係団体ヒアリングでは、「もう少し病気に対する理解をしていただけるよう、早い段階から接する機会や教育の機会を設けてほしいと思う」や「近くに施設があるのだから、見に来てもらったり、交流をしてもらって理解をしてほしい」などを指摘する意見がありました。また、「診断された時点で家族に言ったら、甘やかして育てた親のせいだと頭ごなしにすごく責められて、こちらから説明をする余地はなかった」との意見もありました。

課題把握調査では、「障がいのある人に対して理解がまだ浅く、かかわることも少ない。知らないことで恐怖感や抵抗感があると思う。もっと知る機会が必要だと思う」や「理解がまだ十分ではないように思われる。交流の場を増やしてはどうだろうか」などの多くの意見がありました。また、「障がいに対する理解と家族の協力が不可欠であり、地域のなかで障がい特性についての理解を深めていくように、差別解消などの啓発チラシやリーフレットの配布や、地域や学校、職場での研修や学習が必要だ」と指摘する意見がありました。さらに、「小さい頃から、偏見の目でみないよう指導していく必要があると思う」や「幼い頃からの交流が必要だと思う。大きくなってからは固定概念にとらわれ、わかりあえるのが難しいのではないだろうか」など、子どもの頃からの学ぶ機会やかかわりの大切さについて指摘する意見もありました。

施策の方針

- ◇ すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる「共生社会*」の実現をめざします。そのために嬉野市では、
- ① 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための取り組みをすすめます。
 - ② 障がいを理由とする差別の解消をすすめます。

具体的な施策

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

取り組み内容	所管課
住民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な広報・情報媒体を積極的に活用します。	福祉課 企画政策課
障がいや障がい福祉に関する住民や事業者などの理解を深めるための講演会やイベントなどを実施します。	福祉課
児童・生徒が幼少の頃から、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、幼児教育や学校教育において、人権教育や福祉教育をすすめます。	学校教育課

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

取り組み内容	所管課
障害者差別解消法*について、法の趣旨・目的などに関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制などの整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。	福祉課
障害者雇用促進法*に基づき、障がいの有無にかかわらず、均等な機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が有効に発揮できるための取り組みを促進します。	福祉課

2 人権や権利を擁護するための仕組みづくり

現状と課題

○権利の行使のために行政サービスをきちんと利用できるていねいな対応が大切だ

関係団体ヒアリングでは、選挙の投票場面での様子として「横から助けを出して、代筆の方に書いてもらって、ようやく1票入れることができたのだが、もう少しスムーズにできたらよかったなと思った。親切心だと思うが、配慮の仕方が違うと思う」との意見がありました。障がいのある人が権利を行使するために、情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことや、行政サービスをきちんと利用できるように、ていねいな対応を心がけていくことが求められているようです。

○虐待を防止していくための取り組みをすすめていくことが大事だ

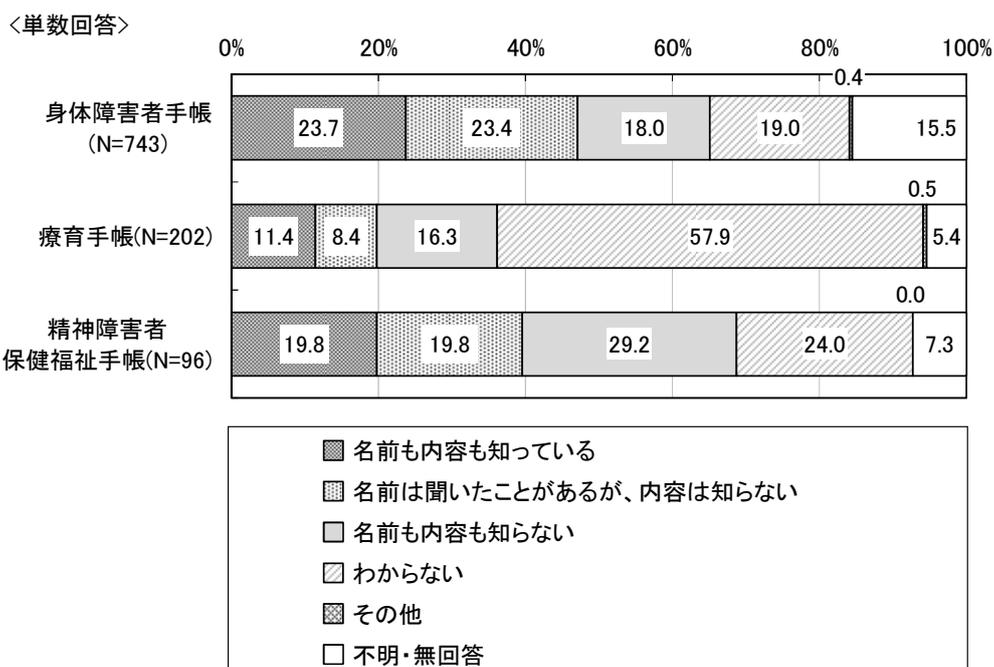
課題把握調査では、「言葉の暴力、手をあげての暴力などの虐待などが、今一番障がいのある人に対して厳しく問われているのではないかと思う」や「絶対に虐待を見すごさないで、すぐに知らせることが大切だ」と指摘する意見とともに、「できる限り社会とのかかわりを持てるように、いろいろな立場の人とのかかわりを持つようにする。結果、早期の虐待発見につなげ防止していく」や「虐待が家庭などでなされている場合はなかなかみつけにくく、行政のかかわりがもっと必要だと思う」などの意見がありました。また、「家族から虐待や無視をされるのは何よりもつらい。家族もいっしょに生活するのに困っておられたら相談できるサービス提供の場があればよいのではと思う。家族の方もひとりで悩まずに相談してほしい」との意見もありました。さらに、障がい福祉サービス*事業所などにおいて「事務所内での虐待防止研修や自治体が発行する虐待防止研修に積極的に受講する」との意見がありました。

○障がいのある人の権利を守っていくための制度の周知と利用の促進が大切だ

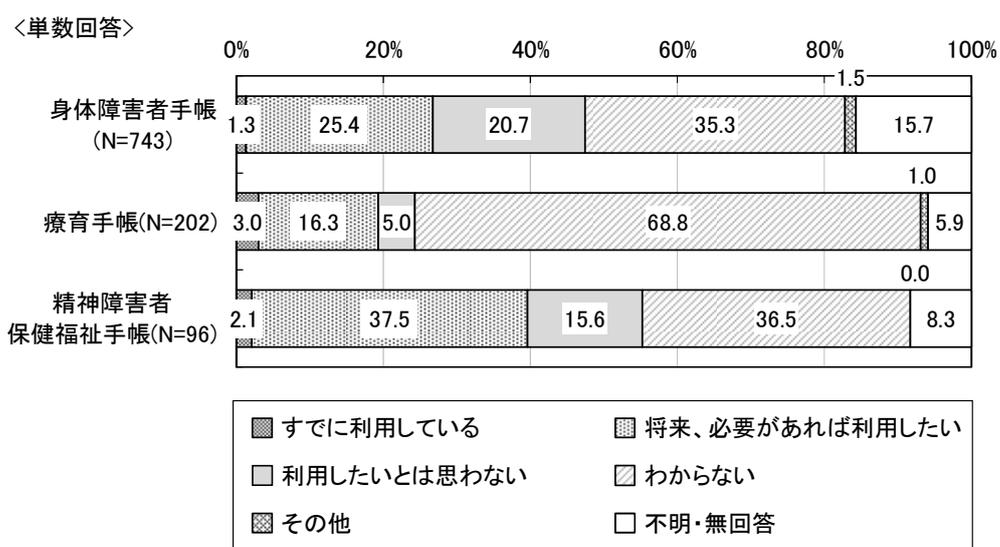
当事者アンケートでは、成年後見制度*の周知度について、身体障害者手帳*の所持者では「名前も内容も知っている」の割合が他と比較するとやや高くなっていました。また、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「名前も内容も知らない」の割合が他と比較するとやや高くなっていました。

成年後見制度*の利用意向をみてみると、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「将来、必要があれば利用したい」の割合が他と比較するとやや高くなっていました。また、身体障害者手帳*の所持者では「利用したいとは思わない」の割合が他と比較するとやや高くなっていました。

【成年後見制度*の周知度について】



【成年後見制度*の利用意向について】



施策の方針

- ◇ 情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことや、権利を擁護するための相談支援や制度利用の充実を図ることで、障がいのある人の権利が守られ、さらに、障がいのある人が行政サービスなどでの権利を円滑に行行使するため、適切な配慮を受けることができる「共生社会*」の実現をめざします。そのために嬉野市では、
- ① 情報のバリアフリー*をすすめます。
 - ② 障がいのある人の権利擁護*のための取り組みをすすめます。
 - ③ 市行政機関における事務や事業のなかで存在する社会的障壁*の解消をすすめます。

具体的な施策

(1) 情報のバリアフリー*の推進

取り組み内容	所管課
障がいのある人へ伝える案内文書や広報などについては、障がいの特性に応じて、ファックスや電子メールなどの電子媒体、録音媒体などを活用するとともに、市のホームページについては、文字拡大機能や背景色変更機能などを強化しながら分かりやすい情報提供をすすめます。	全課
広く市民の参加を求める講演会などでは、情報が伝わらない状況に陥ることがないように、必要な配慮を行います。	全課
手話通訳者*や要約筆記者*など、コミュニケーションの支援にかかわる人材の養成ならびに派遣事業の充実を図ります。	福祉課
市の広報紙やホームページ、窓口などで配布する冊子やパンフレット、講演会や学習会の開催などを通じ、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人に対する理解を深める機会の提供に努めます。	全課

(2) 権利擁護*のための相談支援や制度利用の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある人の人権や権利擁護*を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。	福祉課
障がい者虐待防止センター*の機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見などをすすめます。	福祉課
関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度*の普及啓発と利用促進を図ります。	福祉課
判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理などを支援するため、関係機関と連携して福祉サービス利用援助事業(あんしんサポート)*の普及啓発と利用促進を図ります。	福祉課
福祉サービス利用者などからの苦情について、関係機関と連携して福祉サービス苦情解決委員会(佐賀県社会福祉協議会内)などの苦情解決システムを活用することにより、福祉サービス利用者などの権利擁護*および福祉サービスの向上に努めます。	福祉課

(3) 市行政機関の事務や事業での権利擁護*のための配慮

取り組み内容	所管課
市職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	総務課
市行政機関における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法*に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁*の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。	全課
市行政機関における事務や事業の実施にあたっては、個人情報漏えいなどの発生により、個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を認識したうえで、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシーなどの権利利益の保護に取り組みます。	福祉課
市行政機関の窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した取り組みをすすめます。	全課
市行政機関の施設などでは、相談・申請のための窓口やトイレ、会議室などへ円滑に移動できるよう、合理的配慮*としてバリアフリー*をすすめます。	施設管理所管課 福祉課
投票所での段差解消など、投票環境の向上に努めます。	選挙管理委員会

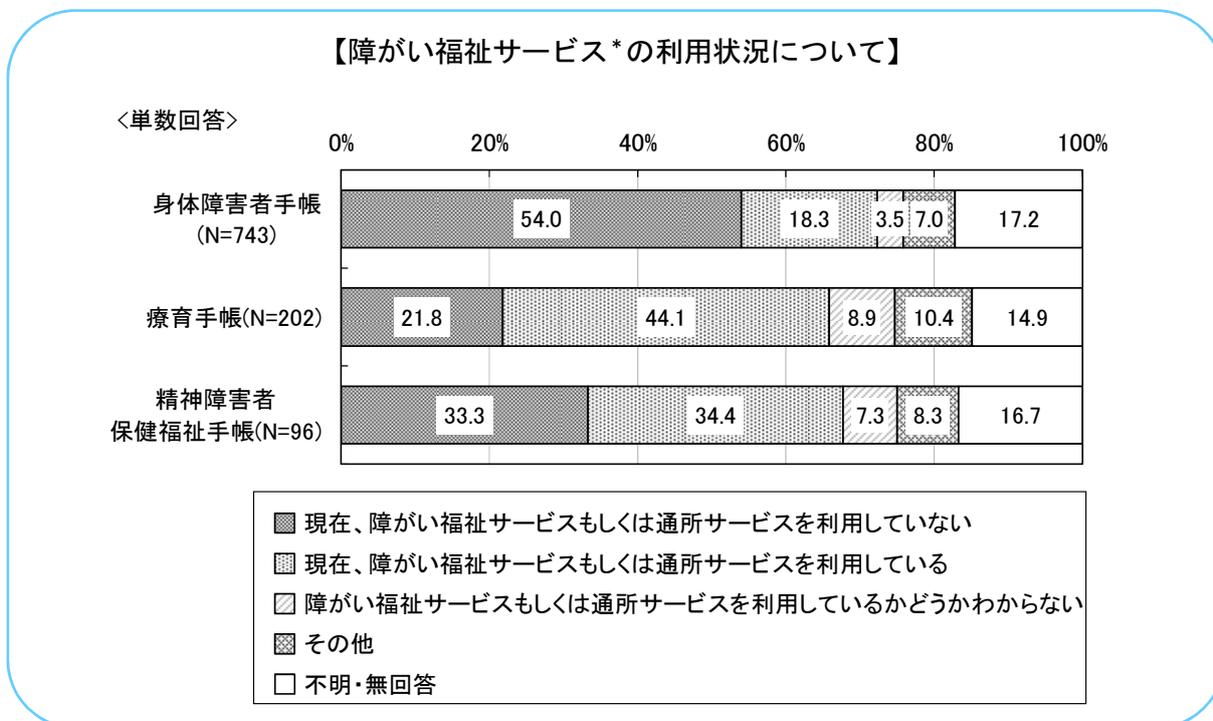
第2節 自分らしい自立した生活を支援していきます

1 生活支援のための基盤づくり

現状と課題

○地域生活を支援していくため、福祉サービスの量や質を充実させていくことが大事だ

当事者アンケートにおいて、障がい福祉サービス*の利用状況についてたずねたところ、療育手帳*の所持者では「現在、障がい福祉サービス*もしくは通所サービスを利用している」、身体障害者手帳*の所持者では「現在、障がい福祉サービス*もしくは通所サービスを利用していない」の割合が他と比較すると高くなっていました。



関係団体ヒアリングでは、「ショートステイの事業所はどこも定員いっぱい、緊急時になかなか受け入れてもらえない」や「今度卒業するので入所を希望しているが、障がいが重くて今は受け入れてくれる施設が県内にはない。県外にはあるが遠いので困っている」、「かけ込み寺のような、24時間いつでもきていただけるような場所があれば一番いいがなかなか難しいと思う」など、サービスの不足を指摘する意見が多くみられました。さらに、「就労継続支援B型*事業所や作業所は終わるのが早いので、親が離職する方もいるが、母子家庭の人はそういう訳にもいかない」と指摘する意見がありました。また、「家から出ないのでいつも私とふたりでいるのだが、やはりお互いストレスになる」と指摘する意見とともに、「法的な縛りがでてきて、

行かなければならないとか、何時から何時までとかになってくると、本人が自由に1日を過ごせる場所ではなくなった気がするようで、行きたくない、こんなことしたくない、あそこは嫌だと言うようになった」との意見もありました。

課題把握調査では、「地域で暮らすために必要なサービスが不足している」との意見とともに、「家族を支援する行政サービスは少ない。ショートステイなど、家族向けのレスパイトサービスの充実が求められている」や「障がいのある人の世話、介護に伴う苦勞およびストレス。いくら家族とはいえ苦痛を感じる部分は少なからずあると思われる」、「年々高齢化がすすみ、認知症や体が動かないなど、新たな障がいが出てきておられ、より障がいのある人の年齢が上がるにつれ、親や家族も高齢になり、家庭でみるのが難しくなってくる」など、多くの意見がありました。さらに、「親は自分が亡くなったあと、障がいのある子どもが誰を頼って生きていけるのか心配している」や「親亡きあとの兄弟、姉妹と本人の関係が問題となる。親のいる間に本人の今後について考えておく必要がある」などを指摘する意見も多くありました。

○生活支援のために大切になる情報がきちんと提供されることが求められている

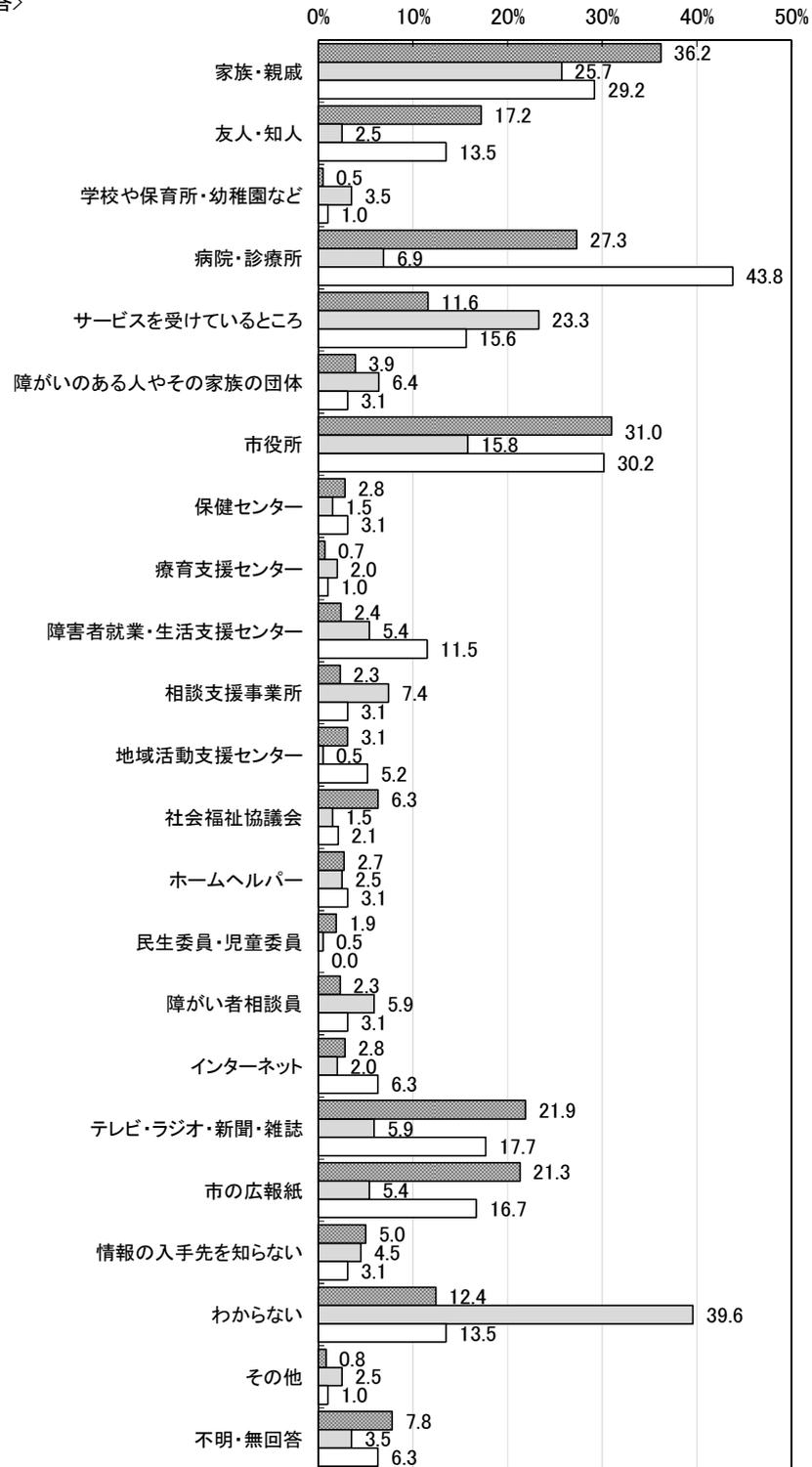
当事者アンケートにおいて、福祉に関するサービスなどに関する情報の入手先についてたずねたところ、身体障害者手帳*の所持者では「家族・親戚」、療育手帳*の所持者では「サービスを受けているところ」、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「病院・診療所」の割合が他と比較すると大きな差がみられました。

また、福祉のサービスを利用するときの困りごとについてたずねたところ、身体障害者手帳*の所持者では「これまで福祉のサービスを利用したことがない」、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「どんなサービスがあるのか知らない」の割合が他と比較するとやや高くなっていました。



【福祉に関するサービスなどに関する情報の入手先について】

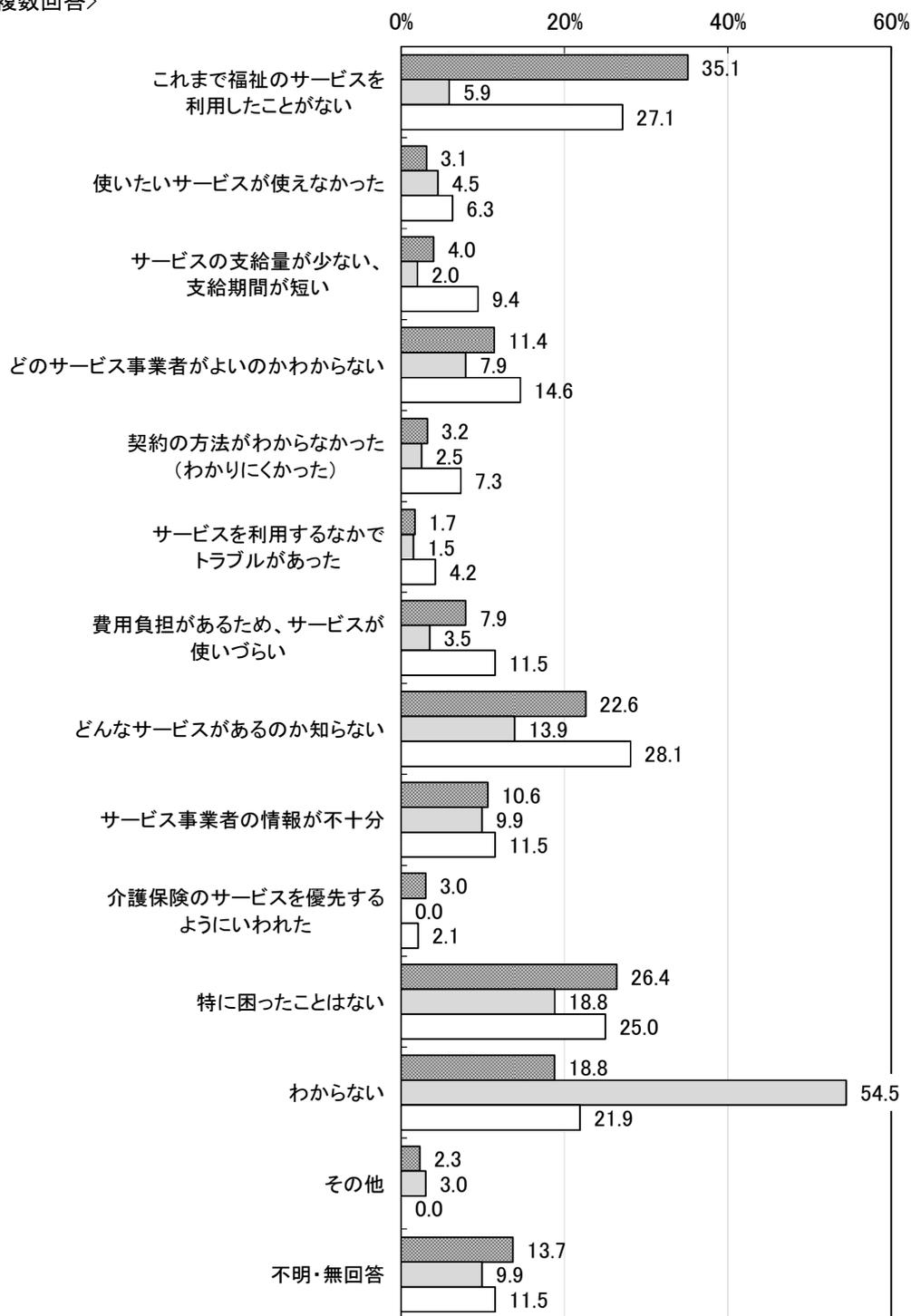
<複数回答>



■身体障害者手帳(N=743) □療育手帳(N=202) □精神障害者保健福祉手帳(N=96)

【福祉のサービスを利用するときの困りごとについて】

<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=743) □ 療育手帳(N=202) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=96)

関係団体ヒアリングでは、「たまたま、知りあいのお母さんからつながっていった情報が得られたけど、基本的に情報が少ないと思う」と指摘する意見がありました。

課題把握調査では、「はじめてサービスを利用した利用者の方から、もっと早く利用すればよかったといわれたことがある。制度やサービスをもっと周知させたほうが良いと思う」との意見がありました。

○本人の意思を尊重し、意思決定についてしっかりと支援していくことが大切だ

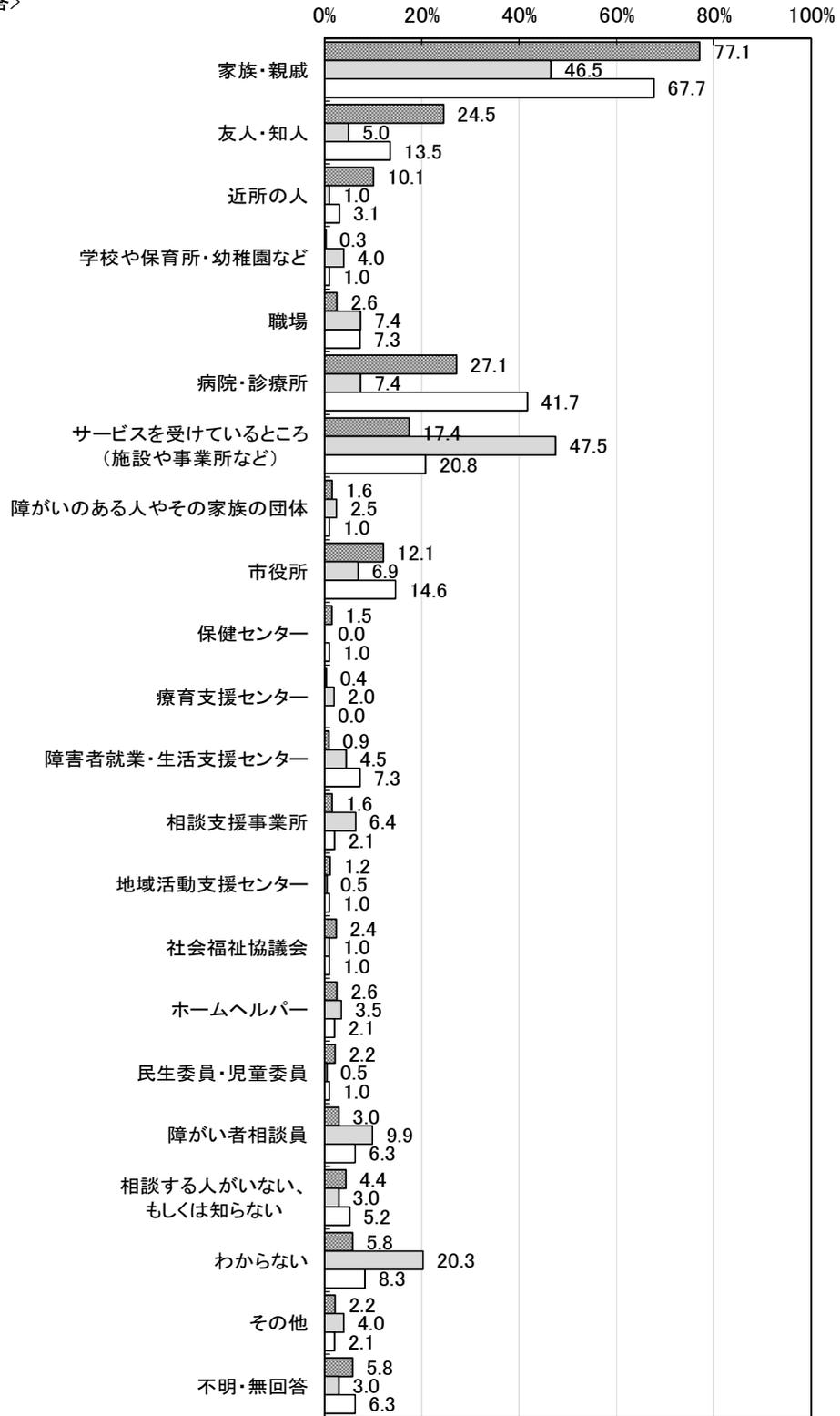
課題把握調査では、「障がいのある方々が、今何を求めているのか、生活していくうえで何が必要となるのか、本人の目線でじっくり考えないといけない。本人が何を望まれているのか。本人の意見を尊重しながらすすめていく」と指摘する意見とともに、「障がい者一人ひとりの症状や家族の抱える問題や負担がそれぞれ違ってくるので、個々のケースを詳しく整理して支援内容を検討していく必要がある」や「その方々にあった支援を行っていき、ご本人ができることは積極的に行ってもらい、できない部分の支援を行っていく」などの意見がありました。

○必要な支援につながるよう、きめ細かいていねいな相談支援が求められている

当事者アンケートにおいて、悩みや困ったことを相談するところについてたずねたところ、身体障害者手帳*ならびに精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「家族・親戚」の割合が最も高くなっていました。また、療育手帳*の所持者では「サービスを受けているところ（施設や事業所など）」の割合が他と比較すると高くなっていました。

【悩みや困ったことを相談するところについて】

<複数回答>

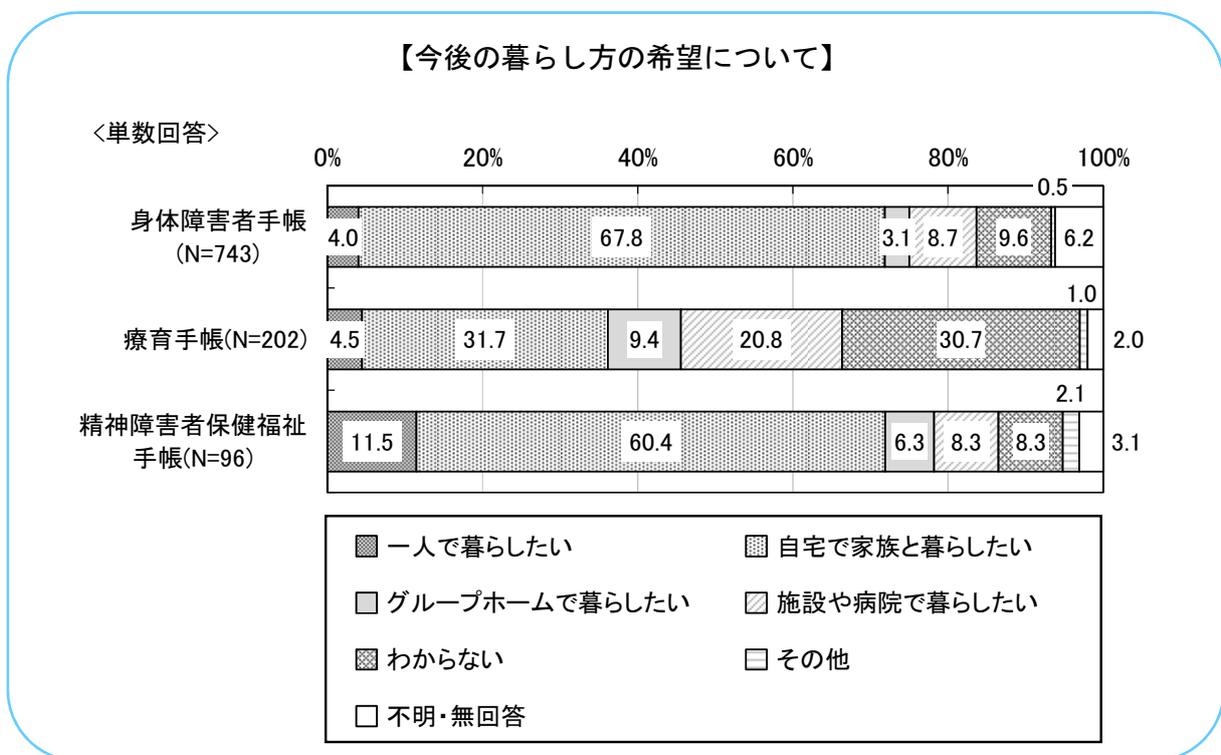


■ 身体障害者手帳(N=743) □ 療育手帳(N=202) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=96)

課題把握調査では、「日頃の生活で困ったことがあっても誰に相談すればよいかわからない。障がいがあることについて近くに相談する人がいない」などの多くの意見とともに、「障がいのある方をサポートする行政サービス、特に福祉課は、誰か専門職を置いて長くその部署にいてほしい」などと指摘する意見がありました。

○今後の暮らし方のより良い選択のために悩んでいる様子がうかがえる

当事者アンケートにおいて、今後の暮らし方の希望についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「自宅で家族と暮らしたい」の割合が高く、また、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「一人で暮らしたい」の割合が他と比較するとやや高くなっていました。

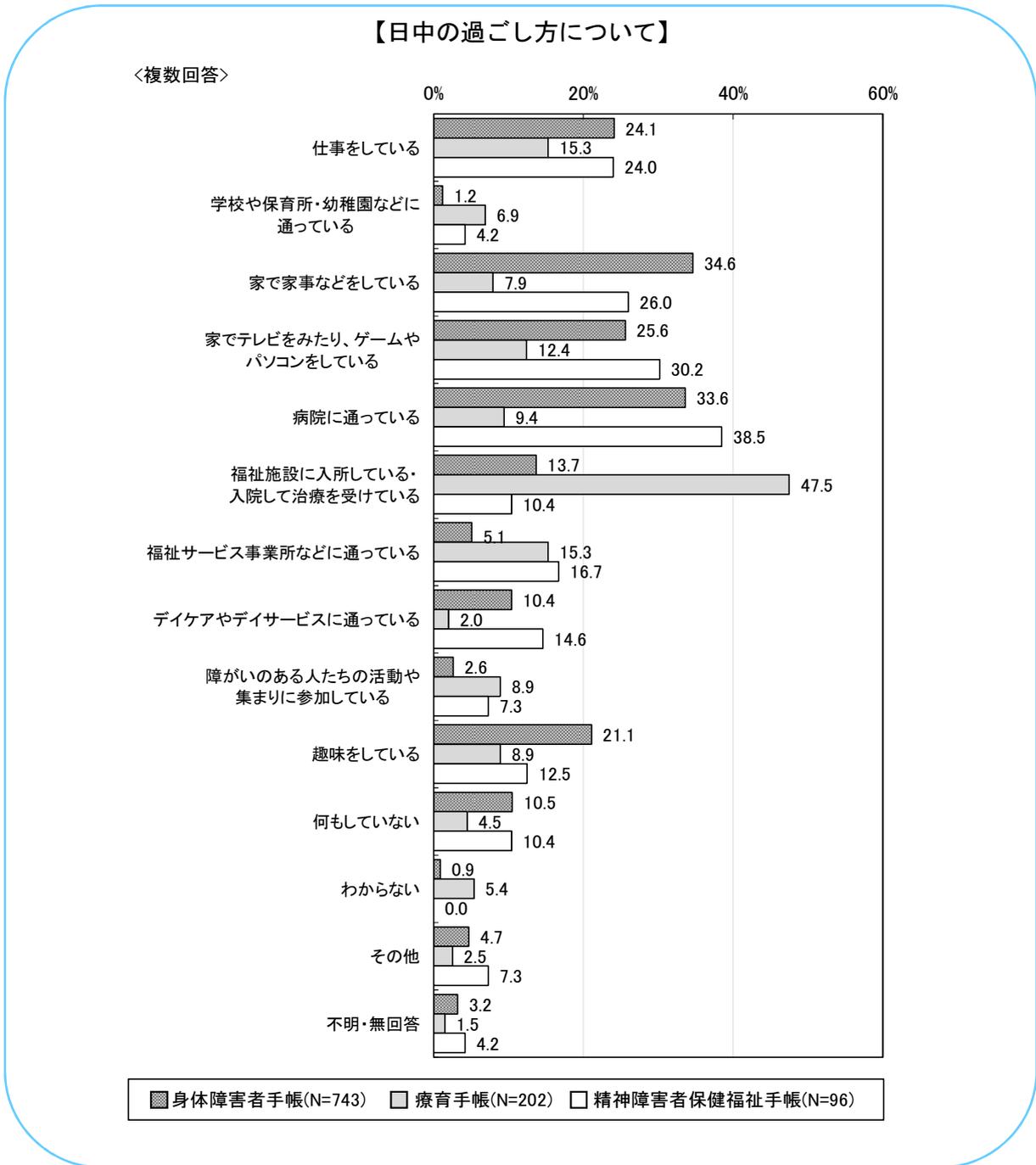


関係団体ヒアリングでは、「将来、娘がひとりになったときのために、何かできないといけないという気持ちはあるし、本人もそのような気持ちはあるようだが、今はまだ様子を見ているところである」との意見がありました。また、課題把握調査では、「自立した生活の支援のため、地域に馴染んで毎日が楽しく生活できるよう、たとえばグループホーム*で規則正しい生活を送ることを支援していくことが大事だ」との意見がありました。自宅で家族と暮らしたいとの希望がある一方で、本人の自立した生活や家族介護者の高齢化などを背景に、施設入所やグループホーム*の利用も検討している様子など、より良い選択のために悩んでいる様子がうかがえます。

○日常的な外出や社会参加のため、移動支援の充実が求められている

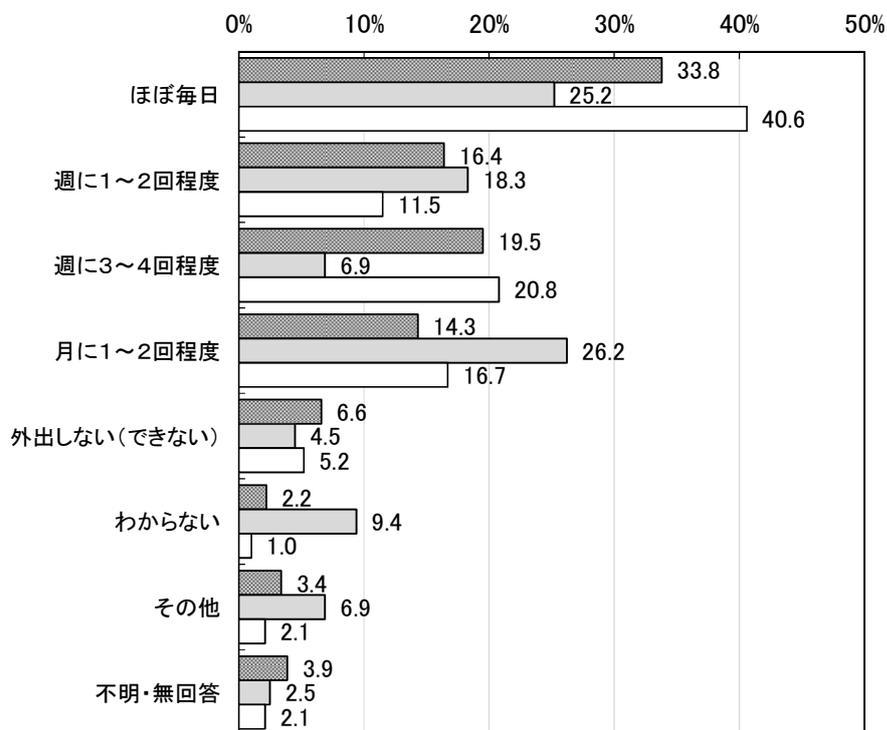
当事者アンケートにおいて、日中の過ごし方についてたずねたところ、身体障害者手帳*の所持者では「家で家事などを行っている」、療育手帳*の所持者では「福祉施設に入所している・入院して治療を受けている」、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「病院に通っている」の割合が高くなっていました。

また、外出の頻度についてたずねたところ、身体障害者手帳*ならびに精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「ほぼ毎日」、療育手帳*の所持者では「月に1～2回程度」の割合が最も高くなっていました。



【外出の頻度について】

<単数回答>



■ 身体障害者手帳(N=743) □ 療育手帳(N=202) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=96)

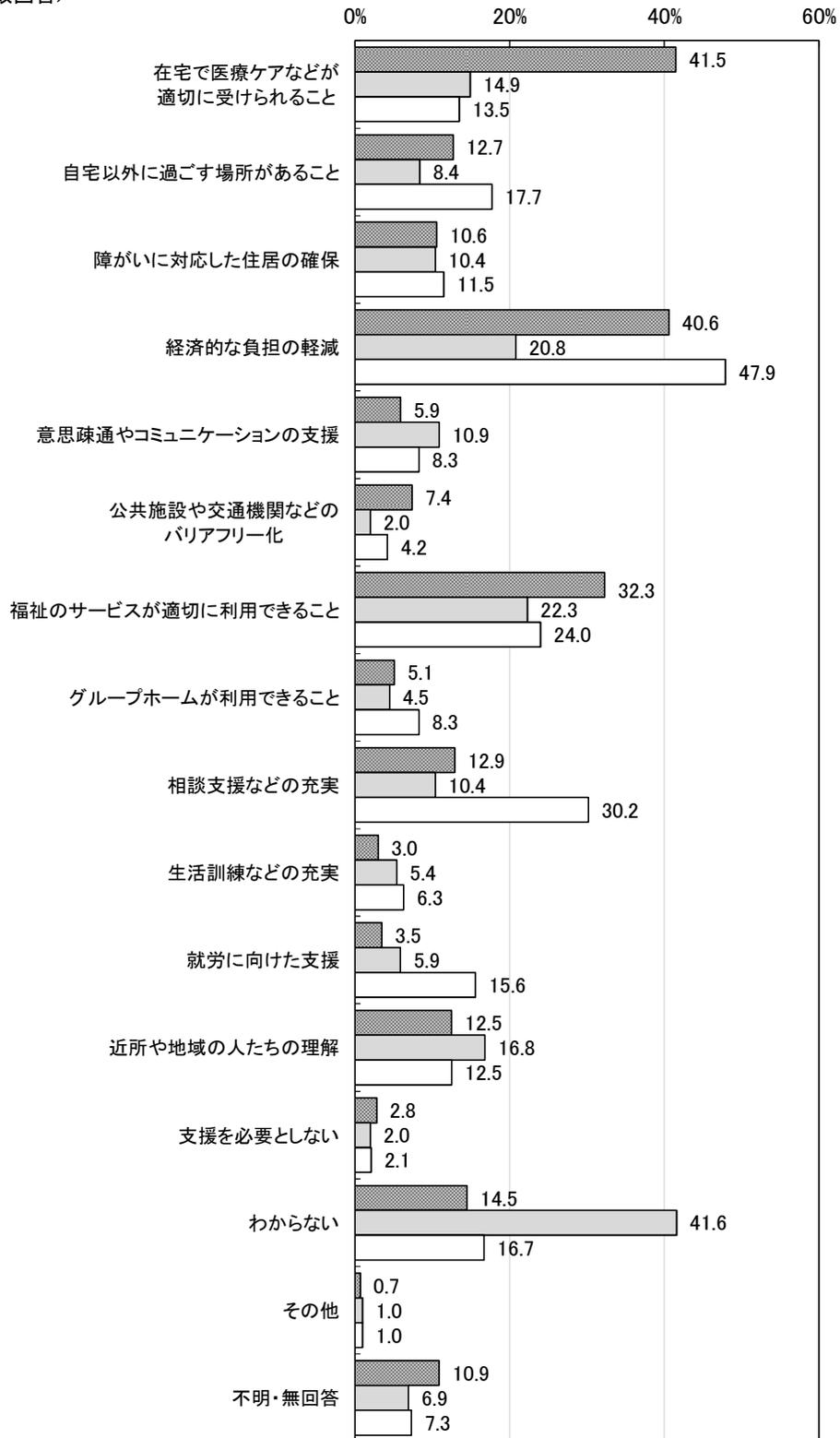
課題把握調査では、「地域の交通手段の充実。隣接する市に比べて、移動手段が極めて少ない。実際に行きたいところがあっても交通手段がないことを理由にあきらめる利用者の方は多い」などの意見がありました。

○生活に困窮している障がいのある人やその家族に対する適切な支援が求められている

当事者アンケートにおいて、地域生活において求められる支援についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「経済的な負担の軽減」の割合が比較的高く、特に精神障害者保健福祉手帳*の所持者では他と比較すると高くなりました。

【地域生活において求められる支援について】

<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=743) □ 療育手帳(N=202) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=96)

課題把握調査では、「金銭管理を支援するサービスが限られている」など、生活困窮の背景にある課題を指摘する意見がありました。

施策の方針

◇ 障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活が営むことができる「共生社会*」の実現をめざします。そのために嬉野市では、

- ① 生活を支援する情報提供や相談支援体制を充実させるとともに、障がい福祉サービス*などによる生活支援の充実を図ります。
- ② 施設に入所している人や入院中の精神障がいのある人の退院や地域移行を促進するための環境整備をすすめます。

具体的な施策

(1) 生活を支援する情報提供の充実

取り組み内容	所管課
市の広報紙やホームページ、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容を分かりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。	福祉課 企画政策課

(2) 生活を支援する相談支援体制の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱えるさまざまな困りごとや悩みごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、市内や近隣地域の相談支援にかかわる関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。	福祉課
相談支援にかかわる市職員の専門的知識の充実や適正配置をすすめるとともに、保健・医療・福祉・教育・就労などの専門職の連携強化を図ります。	福祉課
相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる支援を積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援を実践します。	福祉課
市行政機関だけでなく、身近なところで相談支援ができる体制の整備を図っていくとともに、障がいのある人やその家族による相談活動の取り組みを支援するなど、障がいのある人がより相談しやすい環境づくりをすすめます。	福祉課

(3) 生活を支援するサービスの充実

取り組み内容	所管課
<p>住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス*事業所、当事者やボランティアの団体などと連携しながら、障がいのある人の社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。</p>	福祉課
<p>住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人の住まいと生活の場の確保や金銭管理などの生活援助の充実を図ります。</p>	福祉課
<p>障がいのある人の生活の支援や社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。</p>	福祉課
<p>自分らしい自立した生活を支援するため、日常生活用具*や補装具*などについて、適切な利用の促進を図るための啓発を行うとともに、給付の充実を図ります。</p>	福祉課
<p>地域での安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度を適切に運用していくとともに、各種手当などの給付や医療費の助成などを行います。</p>	福祉課
<p>障がいのある人を支援する家族介護者の休息の機会や、家族介護者同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場や機会について、関係機関と協力しながら、充実を図ります。</p>	福祉課

(4) 地域生活への移行支援の充実

取り組み内容	所管課
<p>住まいと生活の場に関する受け入れ条件が整えば病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援をすすめます。</p>	福祉課

2 保健・医療サービスの充実

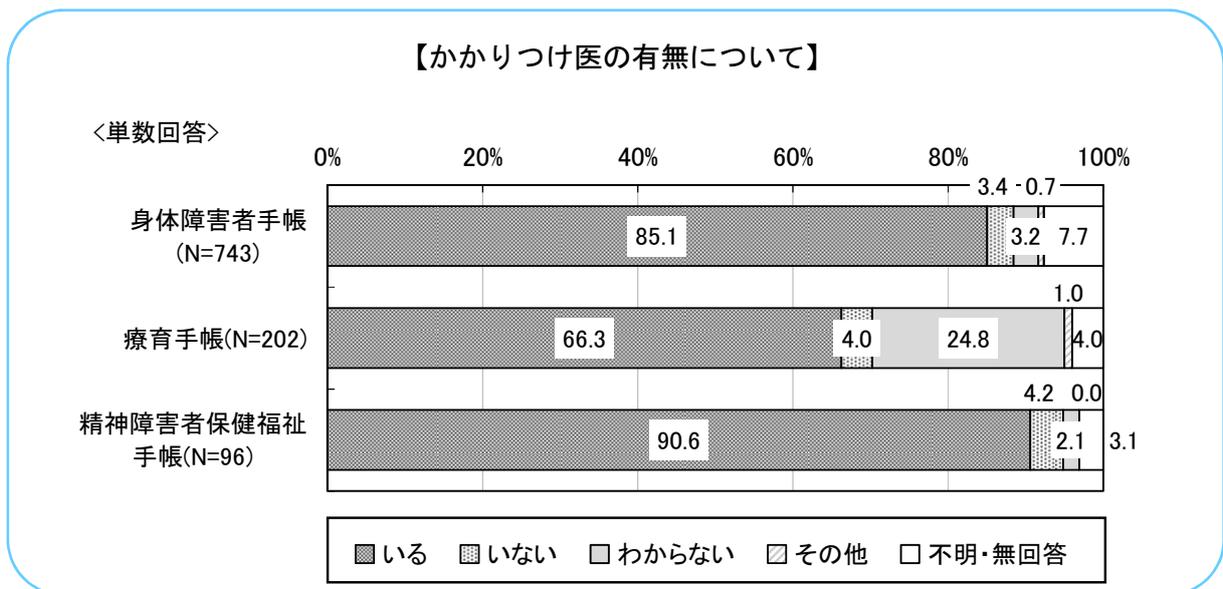
現状と課題

○保健や医療のサービスをきちんと利用できる安心感のある地域生活の支援が大切だ

当事者アンケートにおいて、かかりつけ医の有無についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「いる」の割合が最も高く、特に精神障害者保健福祉手帳*の所持者では約9割を占めていました。

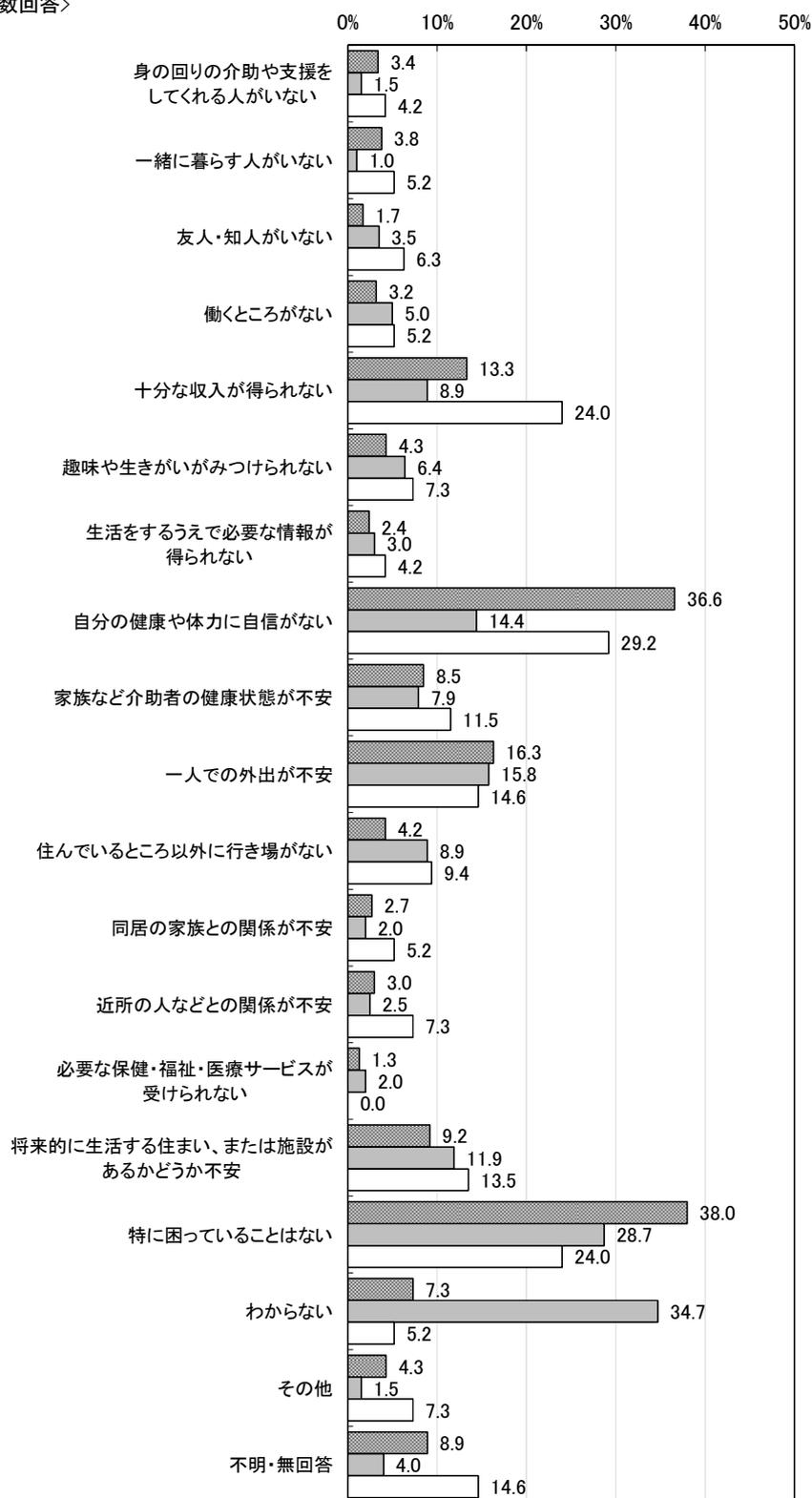
現在の生活で困っていることや不安なことについては、身体障害者手帳*ならびに精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「自分の健康や体力に自信がない」の割合が高くなっていました。

保健や医療に関して困っていることについては、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「医療費や交通費の負担が大きい」が高い割合となっていました。



【現在の生活で困っていることや不安なことについて】

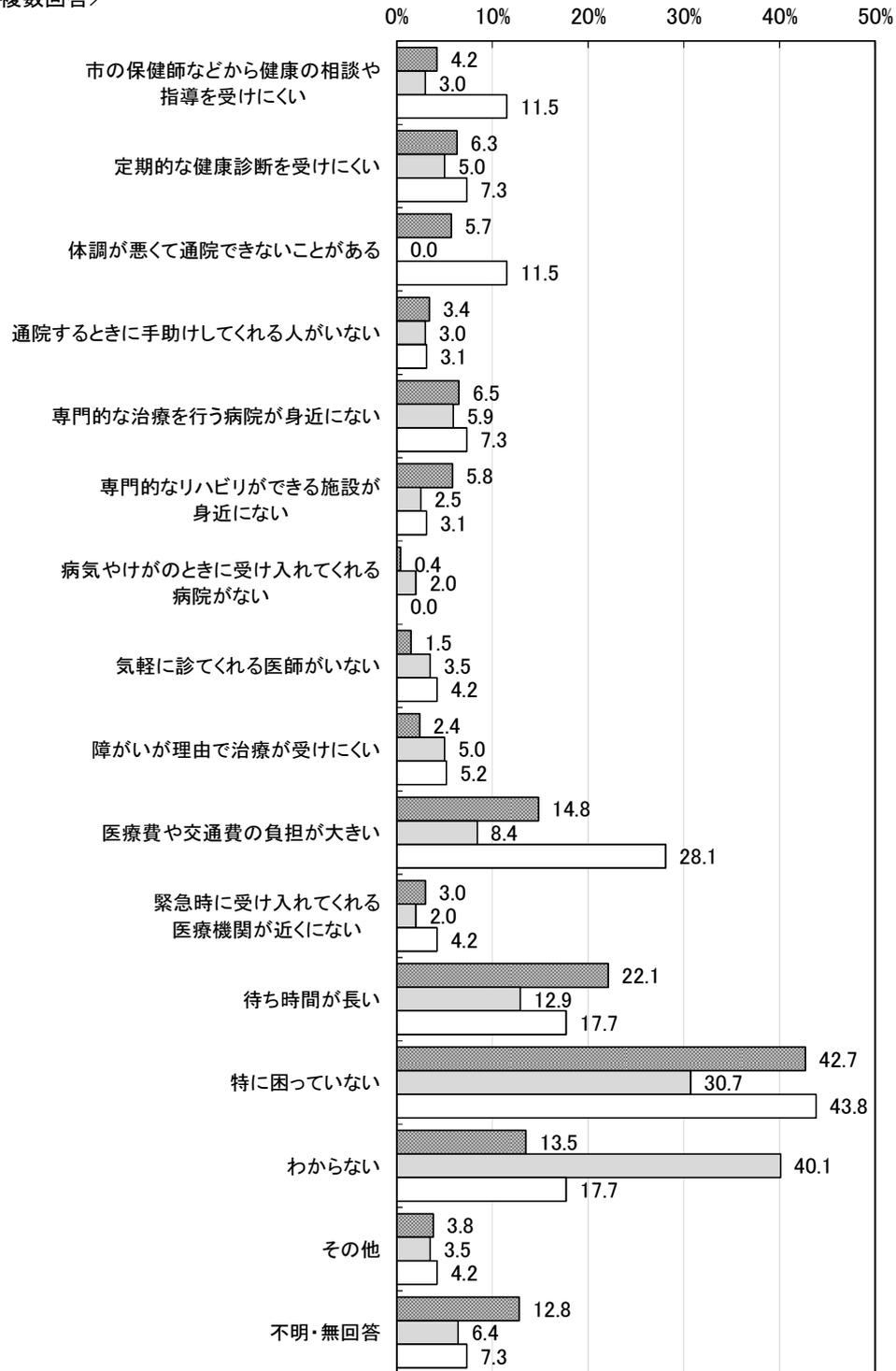
<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=743) □ 療育手帳(N=202) □ 精神障害者保健福手帳(N=96)

【保健や医療に関して困っていることについて】

<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=743) □ 療育手帳(N=202) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=96)

関係団体ヒアリングでは、「患者さんは途中で医者を変えたくないというのが強いと思う」と指摘する意見や、「うちは外来で月2回病院に行って注射をしてもらっているが、費用がかさむので月1回にしてもらえないかをお願いしているところである」との意見がありました。

施策の方針

- ◇ 保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができる「共生社会*」の実現をめざします。そのために嬉野市では、
- ① 適切な支援につないでいく障がいの早期発見体制の充実を図ります。
 - ② 障がいの原因となる疾病などの予防・治療をすすめ、健康管理を支援します。
 - ③ 身近な地域で保健・医療サービスやリハビリテーション*を受けられることができる施策や体制づくりをすすめます。

具体的な施策

(1) 適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実

取り組み内容	所管課
乳幼児健康診査などの母子保健事業や、保育所や幼稚園、認定こども園などでの保育・教育活動において、障がいの早期発見のための体制の充実を図り、関係機関と連携を強化しながら早期療育*につなげます。	福祉課 健康づくり課 子育て支援課
障がい受容の観点などから、児童や保護者などの個々の状況に応じた相談支援をていねいにすすめながら、適切な療育*の場や発達支援の機会につなげます。	福祉課 健康づくり課 子育て支援課 学校教育課

(2) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進

取り組み内容	所管課
障がいの悪化や原因となる疾病などを予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種健（検）診の受診や健康教育、健康相談などを実施します。	福祉課 健康づくり課
健康づくりを支援するため、障がいのある人やその家族などに対する日常的な健康管理や健康づくりに関する知識の普及や情報の提供、健康教育、受診しやすい健診体制の整備、健康相談、保健指導の充実に努めます。	健康づくり課

(3) 保健・医療サービスやリハビリテーション*の充実

取り組み内容	所管課
障害者差別解消法*に基づく合理的配慮*の考え方を踏まえつつ、身近な地域で、いつでも必要かつ適切な切れ目のない保健・医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携を強化しながら、体制づくりに努めます。	福祉課 健康づくり課
地域での自立した生活を支えていくため、障がいの程度に応じた継続的かつ総合的な治療や訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもと、地域におけるリハビリテーション*体制の支援に努めます。	福祉課 健康づくり課

(4) 精神保健・医療に関する施策の推進

取り組み内容	所管課
精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などの広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、住民への普及啓発のほか、精神科医療機関や他の医療機関との連携をすすめます。	福祉課 健康づくり課
杵藤保健福祉事務所、医療機関、相談支援事業所などの関係機関との連携を強化し、未受診や治療中断者など、きめ細かい支援が必要な人に対応できる体制づくりをすすめます。また、ひきこもり状態にある人やその家族への支援策のさらなる充実について検討します。	福祉課 健康づくり課
地域活動支援センター*や相談支援事業所などによる利用者への日常的なかかわりや、土日休日や夜間の対応など、精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。	福祉課
住まいと生活の場に関する受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人の退院と社会復帰を促進するため、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。	福祉課

(5) 難病患者などへの支援の充実

取り組み内容	所管課
杵藤保健福祉事務所と連携し、医療機関と協力しながら、難病患者やその家族への専門的な相談支援の強化に努めます。また、必要に応じ「佐賀県難病相談支援センター」につなぎます。	健康づくり課
難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健および医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。	健康づくり課

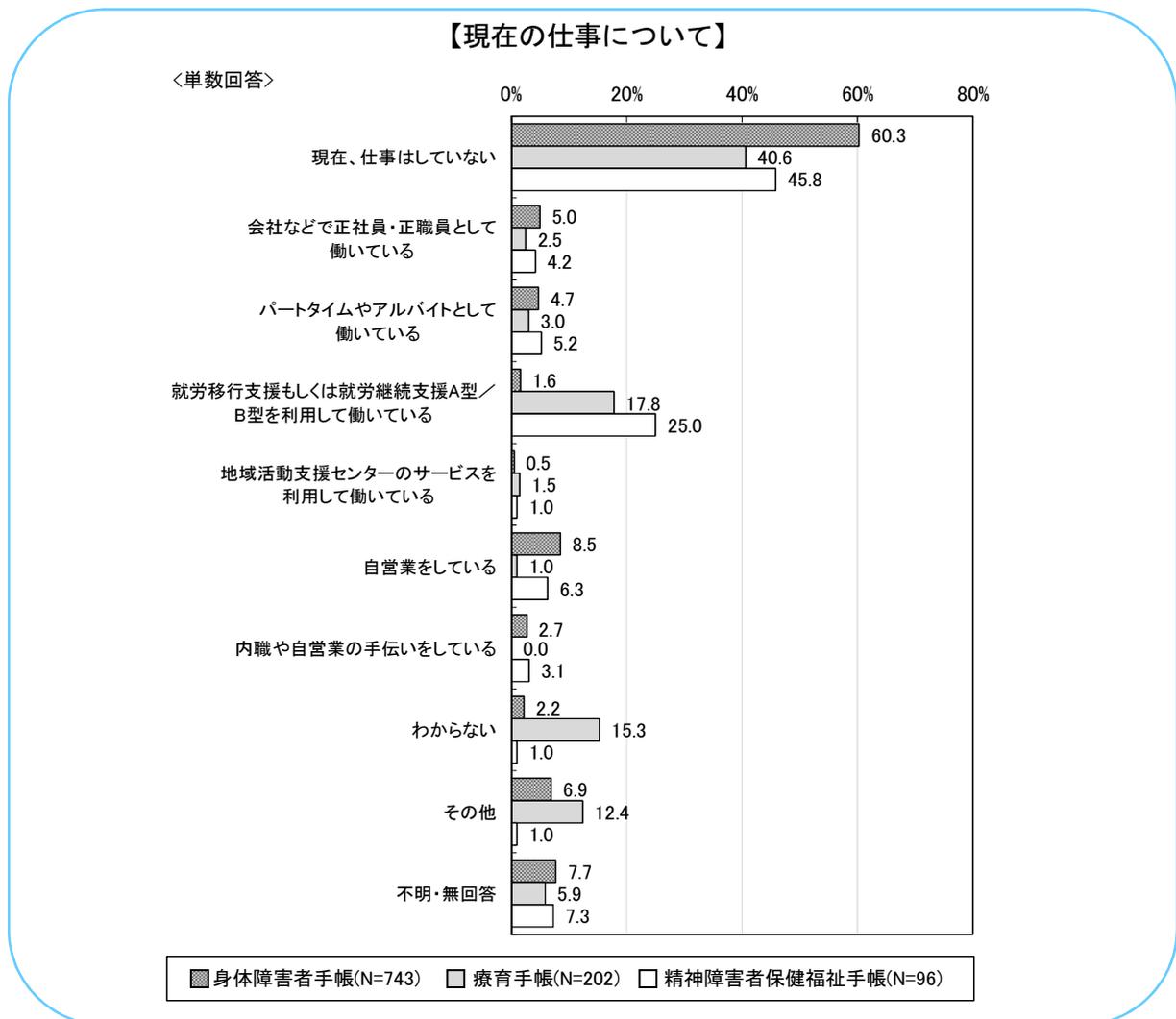
3 雇用と就労の充実

現状と課題

○障がいのある人の就労支援や就労を継続していくための支援が求められている

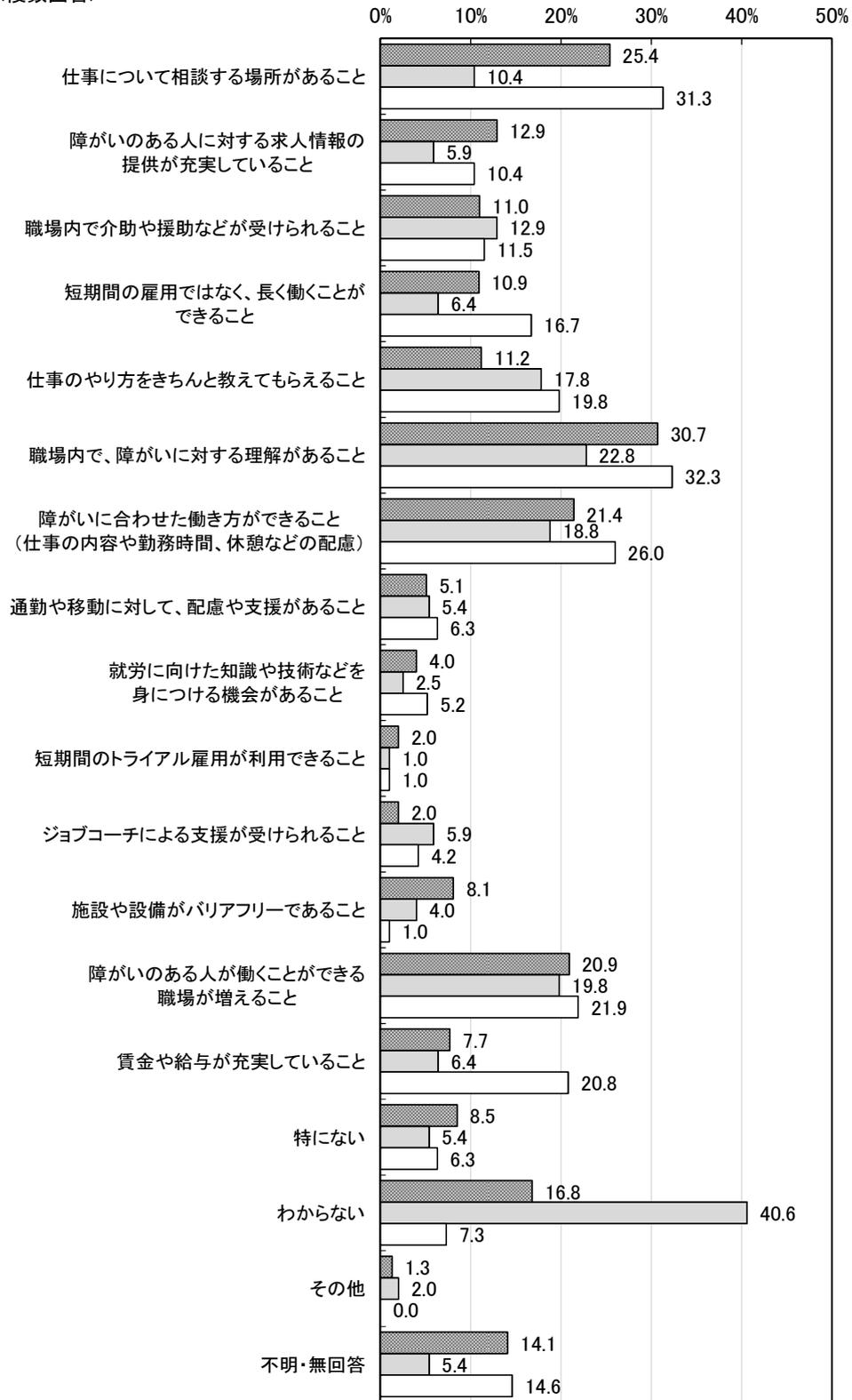
当事者アンケートにおいて、現在の仕事についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「現在、仕事はしていない」の割合が最も高く、特に身体障害者手帳*の所持者では他と比較すると高くなっていました。また、療育手帳*ならびに精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「就労移行支援*もしくは就労継続支援 A 型*/B 型*を利用して働いている」の割合が高くなっていました。

働く場合に求める配慮についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「職場内で、障がいに対する理解があること」の割合が高くなっていました。



【働く場合に求める配慮について】

<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=743) □ 療育手帳(N=202) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=96)

関係団体ヒアリングでは、「本人が仕事をしないといけないと思って、自分の居場所がみつかって、そこが自分を受け入れてくれて、そして自分もそこでがんばろうという気持ちになればいいが、なかなかそこまでつながることは難しいと思う」などの意見がありました。

課題把握調査では、「障がいのある人を受け入れてくれる職場が増えることが大切だと思う」や「どうしても受け入れる就職先や学校が限られてくるので、受け皿を増やすべきだと思う」、「就労移行支援*や就労継続支援A型*・B型*事業所の充実を図っていただきたい」との意見とともに、「障がいのある人の就労を受け入れる企業などは、差別やいじめにあわないためにも、障がいの特性をよく理解し、障がいのある人が働きやすい環境をつくってあげられるような取り組みが大切だ」と指摘する意見がありました。

○障がいのある人の就労に関する情報提供について、本人にも、就労の場となる事業所に対しても充実が求められている

課題把握調査では、「市から区域内の企業に対し、ハローワークと連携して、1年に2～3回障がいのある人の就労促進について会合を開き、市自ら障がい者の就労を働きかける」や「就労支援施設など、数多く見学、体験をしてもらい自分にあった職種を選んでいただければ良いのではないのでしょうか」、「何ができるかを判断できるものがあれば、仕事を提供する側も仕事をしたい人も機会を増やすことができるのではと考える」などを指摘する多くの意見がありました。

施策の方針

- ◇ 仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感できる「共生社会*」の実現をめざします。そのために嬉野市では、
- ① 一般就労*を希望する障がいのある人ができる限り就労でき、さらに、就労が継続できるように支援します。
 - ② 一般就労*が困難である障がいのある人に対しては、福祉的就労*の場での活動が充実したものになるように支援します。

具体的な施策

(1) 就労支援の推進

取り組み内容	所管課
国や県の雇用促進事業との連携をより密にしながら、法定雇用率*の順守、不当な差別的取り扱いや合理的配慮*の不提供の禁止などをはじめ、障がいのある人の雇用促進と働きやすい職場環境づくりをすすめるため、住民や事業者、関係団体などに対する啓発活動の充実を図ります。	福祉課 うれしの温泉観光課
一般企業や事業所への就労や就労移行支援*など、障がいのある人の雇用や就労に関する多面的で実効性のある支援をすすめていくため、関係機関と連携を図りながら、就労支援体制を強化するとともに、障害者差別解消法*に基づく合理的配慮*に関する啓発などを含め、企業への働きかけをすすめます。	福祉課 うれしの温泉観光課

(2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労などを図るため、情報提供や相談支援の体制づくりをすすめます。	福祉課 うれしの温泉観光課
相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校*卒業生や就労移行支援*事業所の通所者などの就業を促進します。	福祉課 うれしの温泉観光課

(3) 雇用・就労機会の拡充

取り組み内容	所管課
市内において障がいのある人の雇用を推進している企業や団体を支援できるよう、取り組みの検討をすすめます。	福祉課 うれしの温泉観光課
計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、障がいのある人たちの雇用の推進を図ります。	総務課

(4) 福祉的就労*の場の充実

取り組み内容	所管課
身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労*の場などの充実を図ります。	福祉課
就労継続支援B型*事業所や地域活動支援センター*の障害者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層すすめるとともに、障害者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。	福祉課 発注所管課

4 安心・安全対策の推進

現状と課題

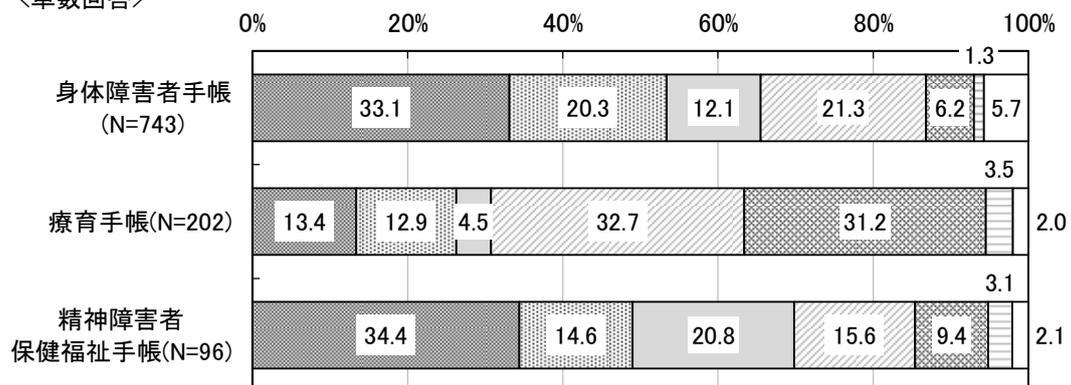
○災害時の避難行動支援の体制づくりをすすめておくことが求められている

当事者アンケートにおいて、災害が起こったときや起こりそうなときの一人での避難所への避難についてたずねたところ、身体障害者手帳*ならびに精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「避難場所があるところを知っていて、一人で避難できる」の割合が高くなっていました。療育手帳*の所持者では「避難場所があるところは知らないし、一人では避難できない」の割合が他と比較すると高くなっていました。

家にいるとき、災害のため避難が必要になる際、手助けをしてくれる人についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「家族・親戚」の割合が高くなっていました。

【災害が起こったときや起こりそうなときの一人での避難所への避難について】

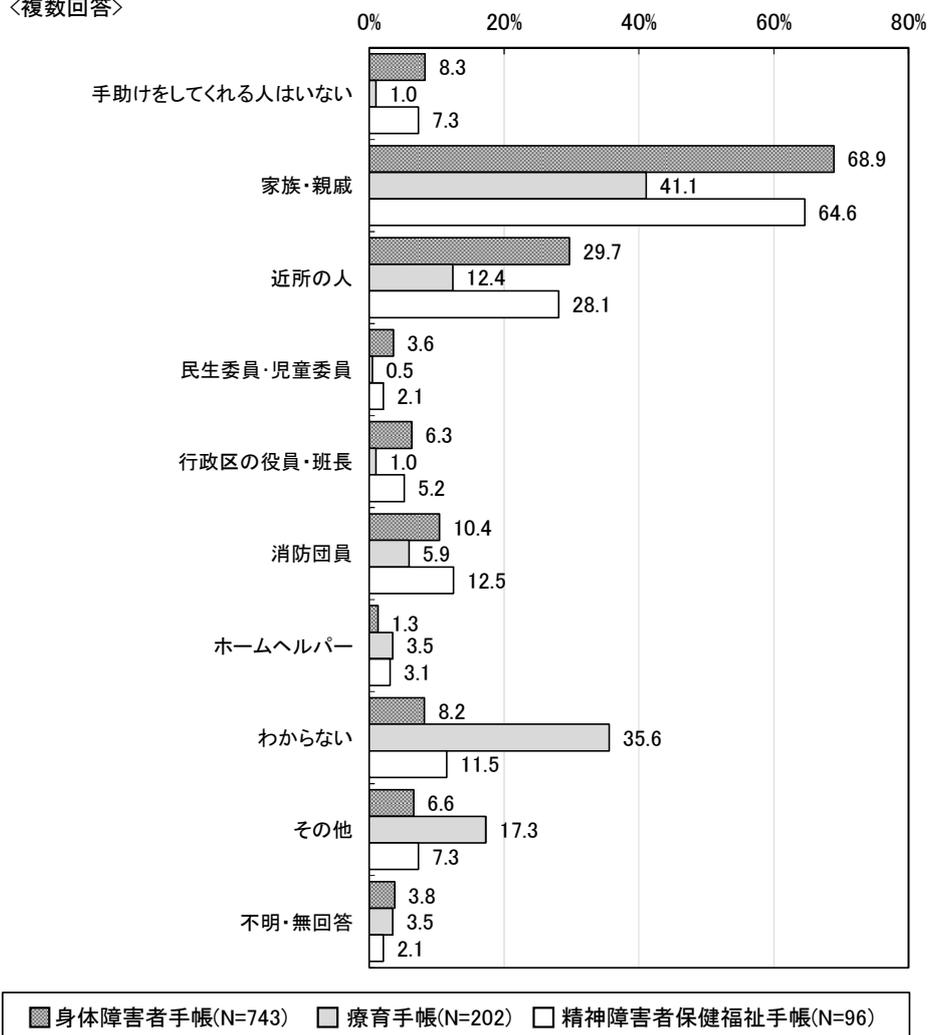
<単数回答>



- 避難場所があるところを知っていて、一人で避難できる
- ▨ 避難場所があるところは知っているが、一人では避難できない
- 避難場所があるところは知らないが、場所を確認して一人で避難できる
- ▩ 避難場所があるところは知らないし、一人では避難できない
- わからない
- その他
- 不明・無回答

【家にいるとき、災害のため避難が必要になる際、手助けをしてくれる人について】

〈複数回答〉



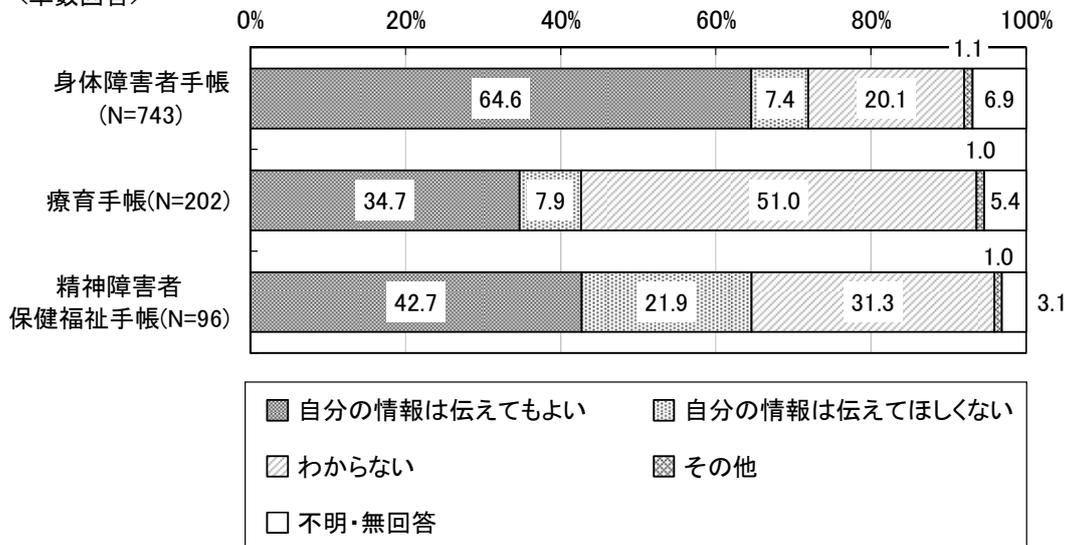
課題把握調査では、災害時の備えとして、「常日頃、地域の人たちとの交流があれば顔を覚えてもらって、避難の際には手助けをしてもらえる」や「避難訓練は必要だと思う。日頃訓練をすることで障がいのある人も体が動いてスムーズに行動ができると思う」などの意見がありました。また、「発達障がい*のある子どもなどは、広い場所で大勢の人が避難して集まっているところが苦手なので、その特性を考えた対策が必要。障がい特性を考えた対策が必要だと思う」と指摘する意見もありました。

○災害時避難行動要支援者*のことをきちんと把握しておくことが大切だ

当事者アンケートにおいて、障がいに関する情報を了承する範囲で市役所や自治会などに事前に伝えることについてたずねたところ、身体障害者手帳*ならびに精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「自分の情報は伝えてもよい」の割合が最も高く、特に身体障害者手帳*では6割以上を占めていました。一方、療育手帳*の所持者では他と比較するとやや低くなっていました。

【障がいに関する情報を了承する範囲で市役所や自治会などに事前に伝えることについて】

〈単数回答〉



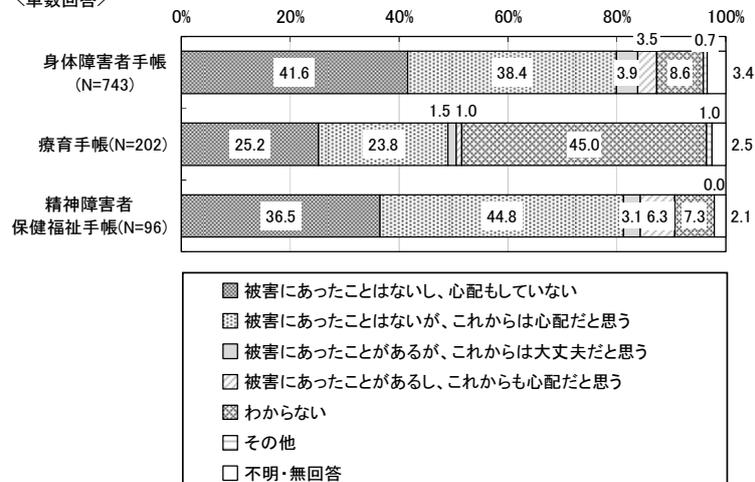
課題把握調査では、「要援助者の把握。障害者手帳所持者のみならず、自立支援医療*ほかさまざまな情報から把握していただき、できる限り多くの方から援助者を選定してもらいたい」と指摘する意見がありました。

○消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、被害防止のための取り組みが大切だ

当事者アンケートにおいて、訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあった経験についてたずねたところ、身体障害者手帳*の所持者では「被害にあったことはないし、心配もしていない」、療育手帳*ならびに精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「被害にあったことはないが、これからは心配だと思う」の割合が高くなっていました。

【訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあった経験について】

〈単数回答〉



施策の方針

- ◇ 災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができる「共生社会*」の実現をめざします。そのために嬉野市では、
- ① 安心できる地域生活のために、災害時に備えた避難行動などの支援体制づくりをすすめます。
 - ② 不審者対策や、悪質商法などによる消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、防犯のための取り組みをすすめます。

具体的な施策

(1) 災害時の避難行動支援体制の充実

取り組み内容	所管課
災害時の避難行動にかかわる情報伝達について、電話やファックス、インターネットや電子メール、防災無線などを活用し、障がいの特性に応じた方法を工夫するとともに、その利用を促すための周知を図ります。	福祉課 総務課
災害対策基本法*に基づき、障がいのある人などの要配慮者のうち、災害が発生、または、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人たちを円滑かつ迅速に避難させるため、特に支援を要する人たち（避難行動要支援者*）の把握に努めます。	福祉課 総務課
災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者*を支援する人たち、障がい福祉サービス*事業所などと、市の福祉・消防・防災部門が連携を強化しながら、支援が必要な障がいのある人への緊急通報から避難誘導に至るまでを地域コミュニティを中心に地域の人との連携強化に努めます。	福祉課 総務課
災害時に必要となるさまざまな対応を想定しながら備蓄をすすめるとともに、災害時の避難所生活において障がいの特性に応じた配慮を行い、その後の受け入れ先として民間福祉施設が活用できるよう施設側との協議をすすめ、施設数の確保に努めます。	福祉課 総務課
見守りや声かけなど、地域における福祉活動による避難行動要支援者*と日常的なかかわりを深める取り組みを支援します。	福祉課 子育て支援課

(2) 防犯対策の推進

取り組み内容	所管課
振り込め詐欺や、いわゆる悪質商法などの消費者被害にあわないよう、また不審者対策などについて、警察などと連携しながら防犯対策の強化をすすめるとともに、出前講座などを開催しながら地域における防犯活動の充実を図ります。	福祉課 総務課 うれしの温泉 観光課

第3節 社会参加の機会を充実していきます

1 療育と教育の充実

現状と課題

○保護者に対するていねいな相談支援が大切だ

課題把握調査では、「周りの大人が障がいをまず理解できず、ほかの子と比較することばかりで認めようとしていない」などと指摘する意見がありました。障がいのある子どもを育てている保護者に対するていねいな相談支援が大切です。

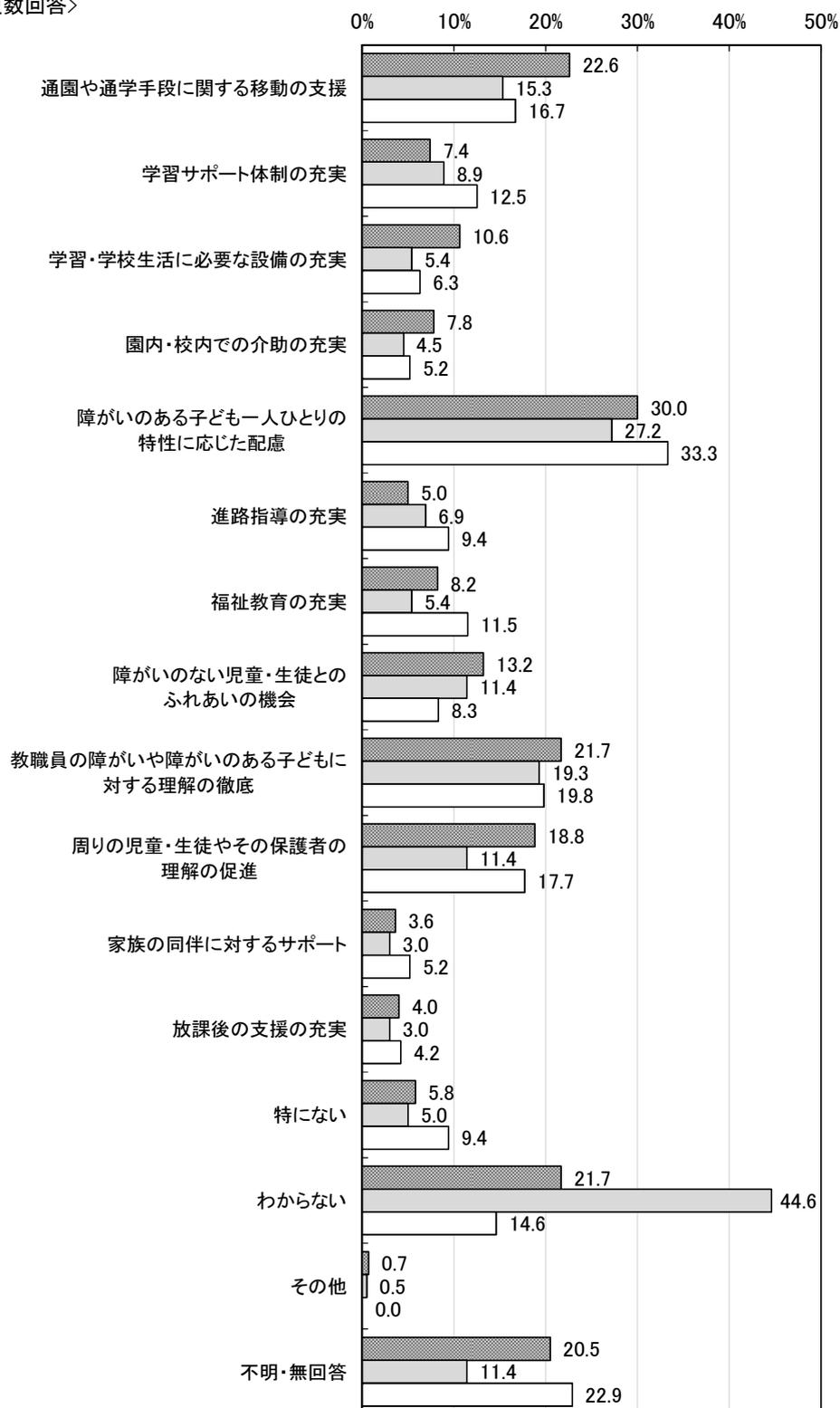
○障がいのある子どものための療育*や教育に関する場や機会の充実が求められている

当事者アンケートにおいて、学校や保育所・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」の割合が最も高くなっていました。



【学校や保育所・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについて】

<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=743) □ 療育手帳(N=202) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=96)

関係団体ヒアリングでは、「理解のある学校とそうではない学校とで受け入れ方が違う」との意見がありました。その一方で、「自分の経験から、発達障がい*の特性があったり、診断を受けているお子さんを持つお母さんに、家から近いという理由だけで保育園を選ばないほうがいいよと言いたくなる」や「小学校の先生たちが自閉症に対してイメージしている症状は重度のものなのか、見た目にはわからない子どもの障がいをなかなか理解してもらえなかった」などの意見がありました。

課題把握調査では、「支援学校卒業後、事業所などへ通所される場合が多いと思うが、両親共働きの家庭が多いなか、日中活動以外の時間帯も預かってほしいというニーズは増えている。しかし、放課後等デイサービスの事業所は多いが日中一時事業所は少ないというのが現状である」などの意見がありました。また、「義務教育後の就労など、義務教育は手厚い教育のなかにおいて卒業後はいきなりひとりになり精神的に大丈夫か。教育のときから見直すことが大切ではないだろうか」と指摘する意見がありました。

施策の方針

- ◇ 適切な療育*と教育の場や機会を充実させ、また、学校教育施設のバリアフリー*をすすめることで、障がいのある子どもの社会参加が促進される「共生社会*」の実現をめざします。そのために嬉野市では、
- ① 就学前から就学期における相談支援体制の充実を図ります。
 - ② 療育*の場や発達支援の機会の充実を図ります。
 - ③ 合理的な配慮による必要な支援のもと、それぞれの特性に応じた十分な教育を受けることができるように努めます。
 - ④ 学校教育施設のバリアフリー*をすすめます。

具体的な施策

(1) 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実

取り組み内容	所管課
乳幼児期から学齢期（学校在籍中）における一貫したかかわりと相談支援体制を関係機関と連携しながら充実させ、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。	福祉課 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課
発達障がい*など、多様化する児童・生徒が抱える障がいに対し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携を強化しながらすすめます。	福祉課 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課

(2) 療育*の場と発達支援の機会の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある子どもの育児にかかる相談体制の充実に努めるとともに、より身近な地域において適切な支援を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育*の場や発達支援の機会の確保に努めます。	福祉課 子育て支援課 健康づくり課
療育*の場や発達支援の機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってからでも一定期間適切に受け取ることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育*の場や発達支援の機会の確保に努めます。	福祉課 子育て支援課 健康づくり課

(3) 幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実

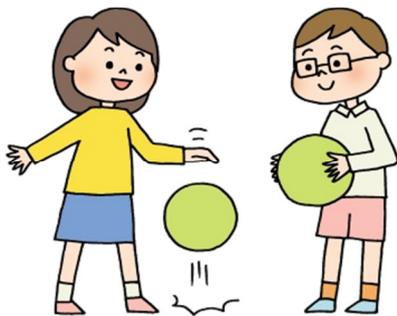
取り組み内容	所管課
ともに育つ場や機会を確保するため、保育所や幼稚園、認定こども園における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。	福祉課 子育て支援課
小中学校において、特別支援学級*の児童生徒が通常学級でいっしょに学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、ともに学ぶ環境づくりを充実させます。	学校教育課
障がいのある子どもについて、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに、障害者差別解消法*に基づく合理的配慮*の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育*の充実を図ります。	学校教育課
発達障がい*など、多様化する児童・生徒が抱える障がいに対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小中学校における教職員研修の充実を図ります。	学校教育課
学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や住民などとの交流の機会を設けていきます。	学校教育課

(4) 学校における進路指導・就労指導の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加がすすめられるよう、成長段階に応じた適切な進路指導や就労指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。	学校教育課

(5) 学校教育施設のバリアフリー*の推進

取り組み内容	所管課
学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、介助者などの人的配置の充実に図るとともに、多目的トイレやスロープを設置するなど、災害時の避難場所としての利用も考慮しながら、学校教育施設のバリアフリー*をすすめます。	教育総務課



2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実

現状と課題

○誰もが気軽に参加できる地域での行事や交流の場や機会をつくっていくことが大切だ

当事者アンケートにおいて、近所づきあいの様子についてたずねたところ、【あなた自身】では、身体障害者手帳*の所持者では「親しくおつきあいしているお宅がある」、療育手帳*の所持者では「つきあいがほとんどない」、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」の割合が高くなっていました。また、【ご家族】では、いずれの手帳所持者においても「親しくおつきあいしているお宅がある」の割合が高くなっていました。

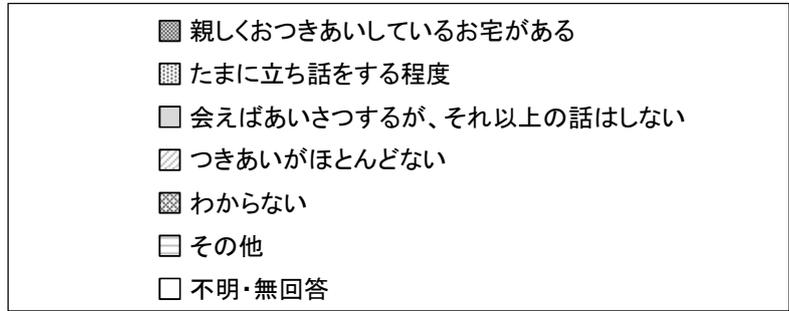
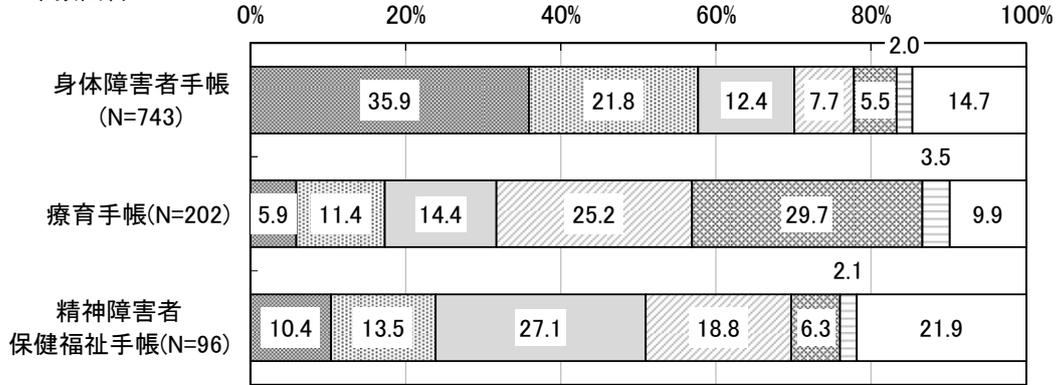
地域の人たちに支えられているという実感についてたずねたところ、身体障害者手帳*ならびに精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「支えられていると思う」と「どちらかといえば支えられていると思う」を合わせた『支えられていると思う』の割合が高く、過半数を占めていました。一方、療育手帳*の所持者では『支えられていると思う』の割合が他と比較すると低くなっていました。

さらに、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことについてたずねたところ、身体障害者手帳*ならびに療育手帳*の所持者では「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくする工夫」の割合が高くなっていました。

【近所づきあいの様子について】

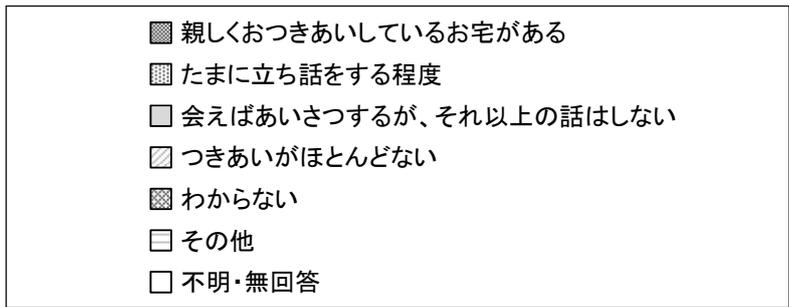
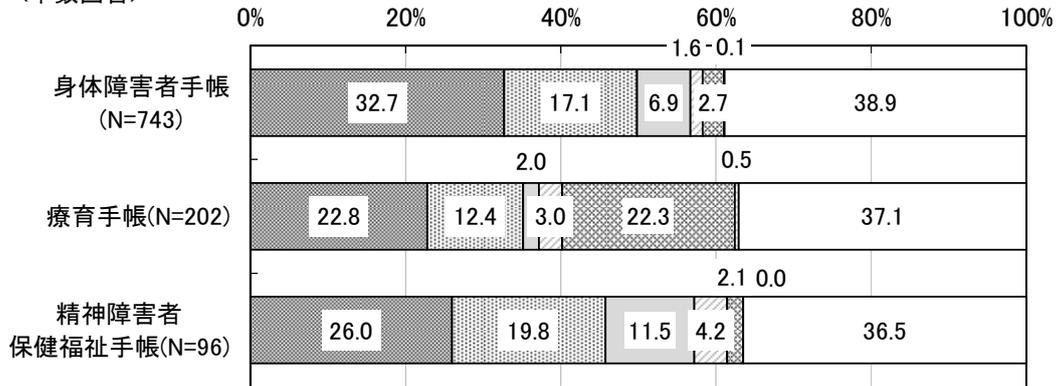
【あなた自身】

<単数回答>



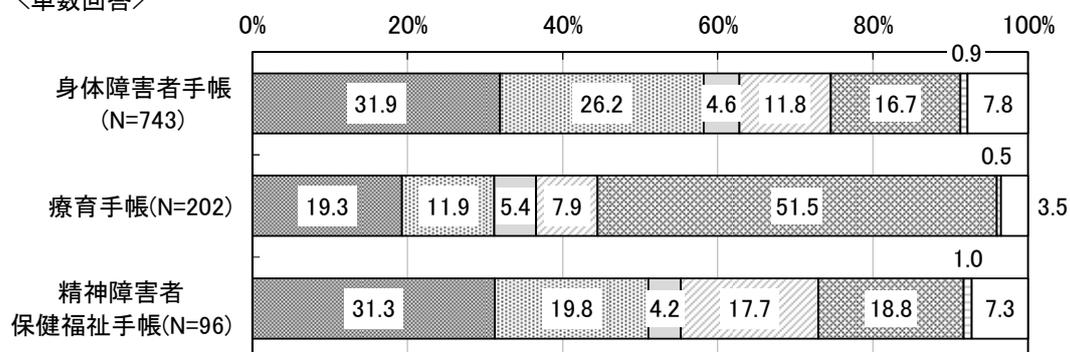
【ご家族】

<単数回答>



【地域の人たちに支えられているという実感について】

<単数回答>

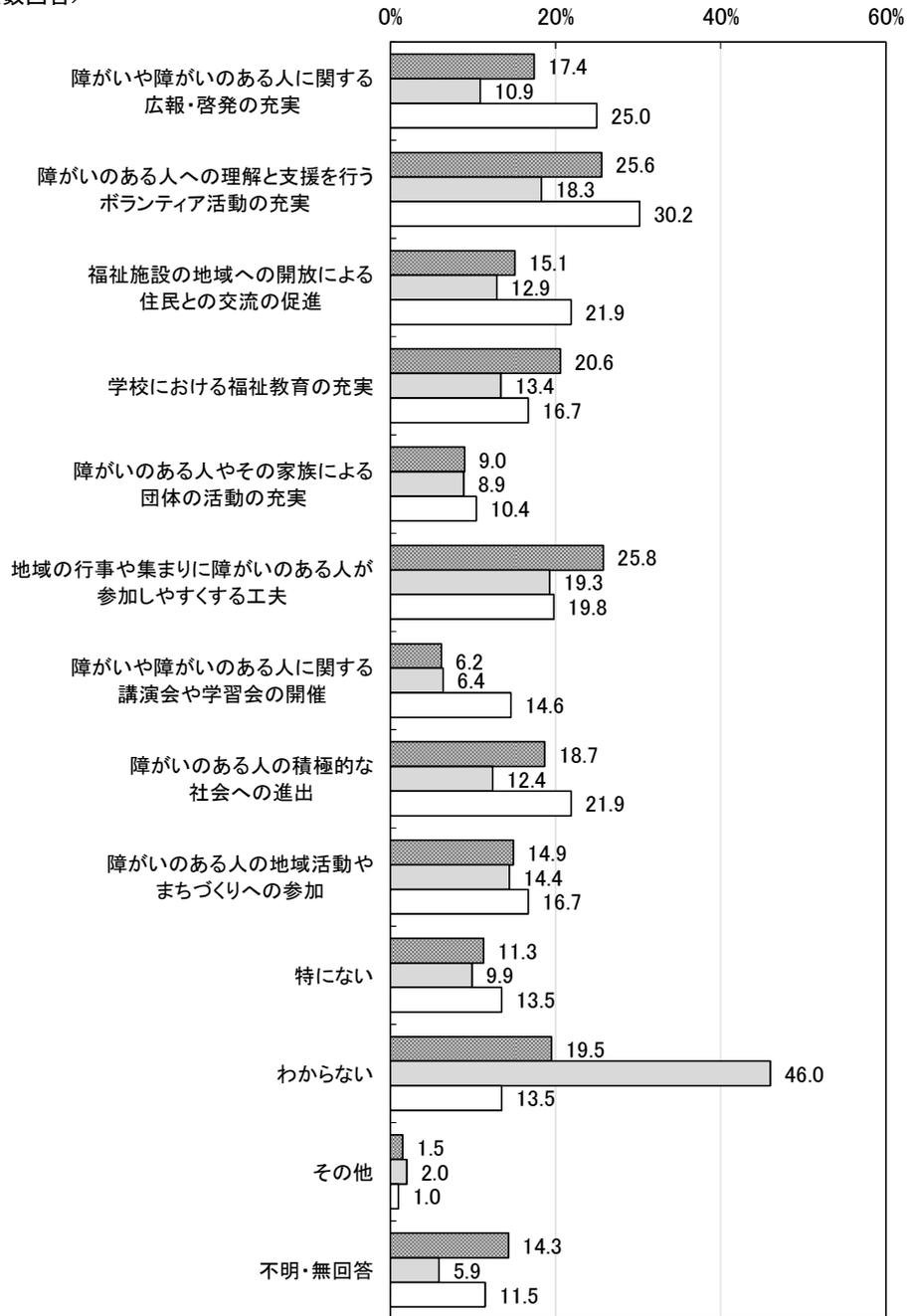


- 支えられていると思う
- どちらかといえば支えられていると思う
- どちらかといえば支えられていると思わない
- 支えられているとは思わない
- わからない
- その他
- 不明・無回答



【障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことについて】

<複数回答>

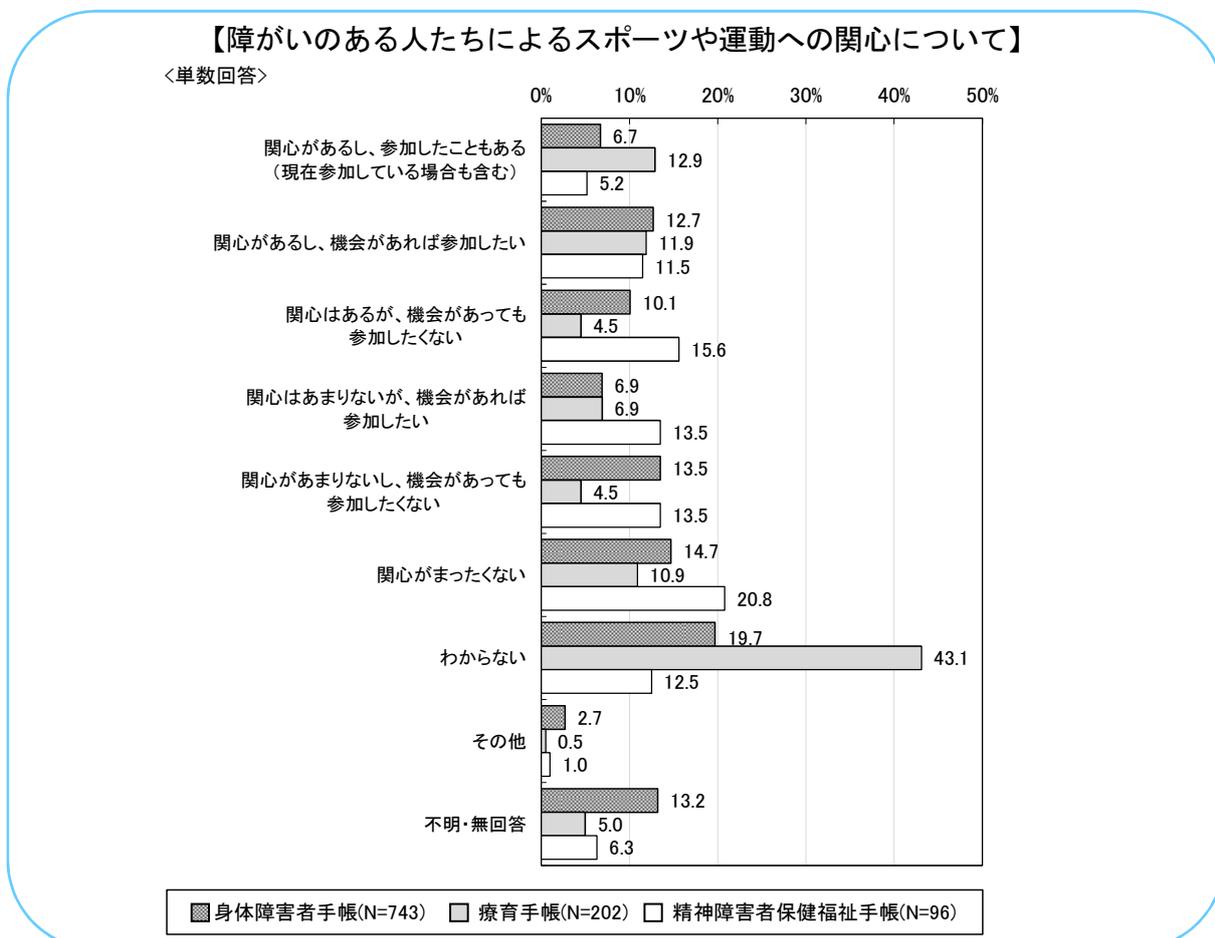


■ 身体障害者手帳(N=743) ■ 療育手帳(N=202) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=96)

課題把握調査では、「施設に通っている人は、支援してもらえるので幸せだと思うが、ひとりで家にいて誰とも接する機会がない人は、周りとの接触ふれあいが必要だと感じる」との意見の一方で、「施設にいる方たちはなかなか外に出られる機会もなく、地域の人との交流の場がない。そのため、地域へ出たとしてもコミュニケーションをとる手段がわからない。地域の人と施設利用者の交流の場はつukれないか」と指摘する意見がありました。また、「障がいのある方が参加しやすい環境を整える。屋外でのイベントなどのときには、トイレの問題など車いす対応になっているかなどの取り組みが大切だ」と指摘する意見とともに、「もっともっと社会参加を積極的にして、地域の人たちとのかかわりあいが、これからはもっと大切になるのではないだろうか」や「周囲の理解協力が必要と思う。地域行事への積極的な参加を呼びかける」などの多くの意見がありました。さらに、「それぞれのところで、いろんな社会参加の機会を提供されていると思うが、それらをまとめてPR活動をされるところを設けられたらどうか」と指摘する意見がありました。

○余暇活動としてのスポーツや文化活動への支援が求められている

当事者アンケートにおいて、障がいのある人たちによるスポーツや運動への関心についてたずねたところ、療育手帳*の所持者では「関心があるし、参加したこともある（現在参加している場合も含む）」、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「関心はあまりないが、機会があれば参加したい」の割合が他と比較するとやや高くなっていました。



○障がいのある人やその家族が組織する団体への支援が求められている

関係団体ヒアリングでは、「うちの保育園では、同じ病名を持っている子どものお母さんが月1回集まる会があるが、そこに教育委員会で働かれている先生がアドバイザーのような形で、お休みの日に参加して下さって、勉強会や研修会の日程の情報提供をしてくれている」との意見がありました。その一方で、「2～3年前から手帳を交付する際に、団体に情報を流していいか福祉課から話してもらえるようになり、同意してもらえた方には同意書に印鑑まで押してもらっているので勧誘に行きやすくなった。しかし、実際に勧誘に行っても、ちょっと待ってほしい、考えておくからなどの返事ばかりで、なかなか勧誘に結びつかない」や「新しく入る人がいないのでずっと役員をしている。自分がそのような感じになっているので、ほかの人にもなかなか入ると言えなくなっている。1年2年でバトンタッチができるのであればお願いできるが、こういう状態なのでほかの人に押しつけられない」などの意見がありました。さらに、「いただいている補助金については、近隣市町と同じか少し多いくらいなので、今後も減らさないよう今の水準でお願いしたい」との意見もありました。

課題把握調査では、「家族が支援のなかで疲れてしまうことがあったり、支援の方法がわからず、きつくあたるときもある。家族会などの自助活動がさらに普及することで、支える家族も安心して暮らせるようになってほしい」と指摘する意見がありました。

○障がいのある人への理解と支援を担うボランティアの育成と活動への支援が大事だ

関係団体ヒアリングでは、ボランティアの育成や活動への支援に関連し、「障がい者スポーツに参加するには、バスを借り、ボランティアを集めて、と世話が大変である。前は車いすとかでも行っていたが、やはりほかのところは学生さんなどがついてくれるが、嬉野市から行く人は親がついてという感じだった」との意見がありました。

課題把握調査では、「家族や周囲の人たちがいろいろなイベントへ参加するため、外に出るように促しても、それを支援、手伝いができる人が少ない」との意見がありました。

施策の方針

◇ 地域での交流の機会やスポーツ・文化活動への参加の機会を充実させ、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会*」の実現をめざします。そのために嬉野市では、

- ① 地域において、障がいのある人たちとの交流の機会を広め、理解を深めていく取り組みを支援します。
- ② スポーツやレクリエーション、文化活動などを円滑に行うことができるように環境整備をすすめます。
- ③ 障がいのある人やその家族の団体の活動を支援します。
- ④ 障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動を支援します。

具体的な施策

(1) 地域での交流の機会の充実

取り組み内容	所管課
障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法*に基づく合理的配慮*の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。	福祉課
隣近所に気にかかる人がいたら、お互いに協力し合いながら、見守っていくなど、隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。	福祉課

(2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実

取り組み内容	所管課
さまざまなスポーツ・文化活動を楽しみ、また、市が実施する行事やイベントなどに気軽に参加できるよう、活動や参加を支援する人材の呼びかけや育成など、環境づくりをすすめながら、活動や参加の機会の拡大に努めます。	福祉課 市民協働推進課 文化・スポーツ振興課
スポーツ・文化活動などに関する各種教室を開催するとともに、生涯を通じて学習できる機会を整えます。	福祉課 文化・スポーツ振興課

(3) 障がいのある人やその家族の団体の支援

取り組み内容	所管課
障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、住民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。	福祉課
障がいのある人やその家族の団体の主体性を尊重しながら活動を支援します。	福祉課

(4) ボランティアの育成と活動の支援

取り組み内容	所管課
障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーション支援や移動支援などにかかわるボランティアの育成やボランティア活動を行っている団体を関係機関と協力しながら支援します。	福祉課

3 生活環境の整備

現状と課題

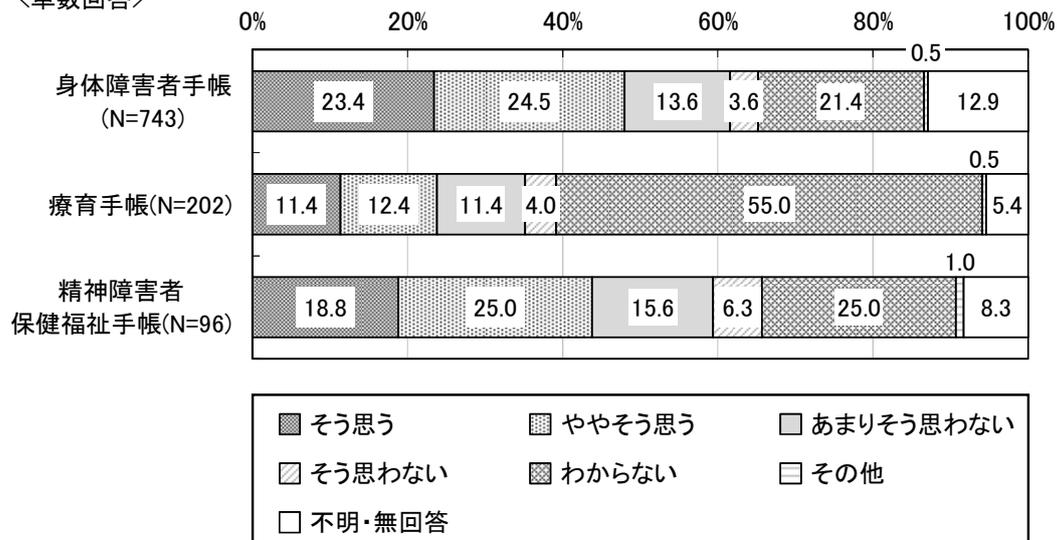
○バリアフリー*をすすめていくことや身体障がい者用駐車スペースのマナー向上のための取り組みなどが大切だ

当事者アンケートでは、市内の公共施設（市役所など）が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思うかたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「ややそう思う」の割合が高くなっていました。また、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「そう思わない」の割合が他と比較するとやや高くなっていました。

当事者アンケートにおいて、外出することを考えたとき、充実してほしいことについてたずねたところ、身体障害者手帳*の所持者では「階段の手すり」や「歩道・建物、乗り物などの段差が解消されること」などの割合が高くなっていました。

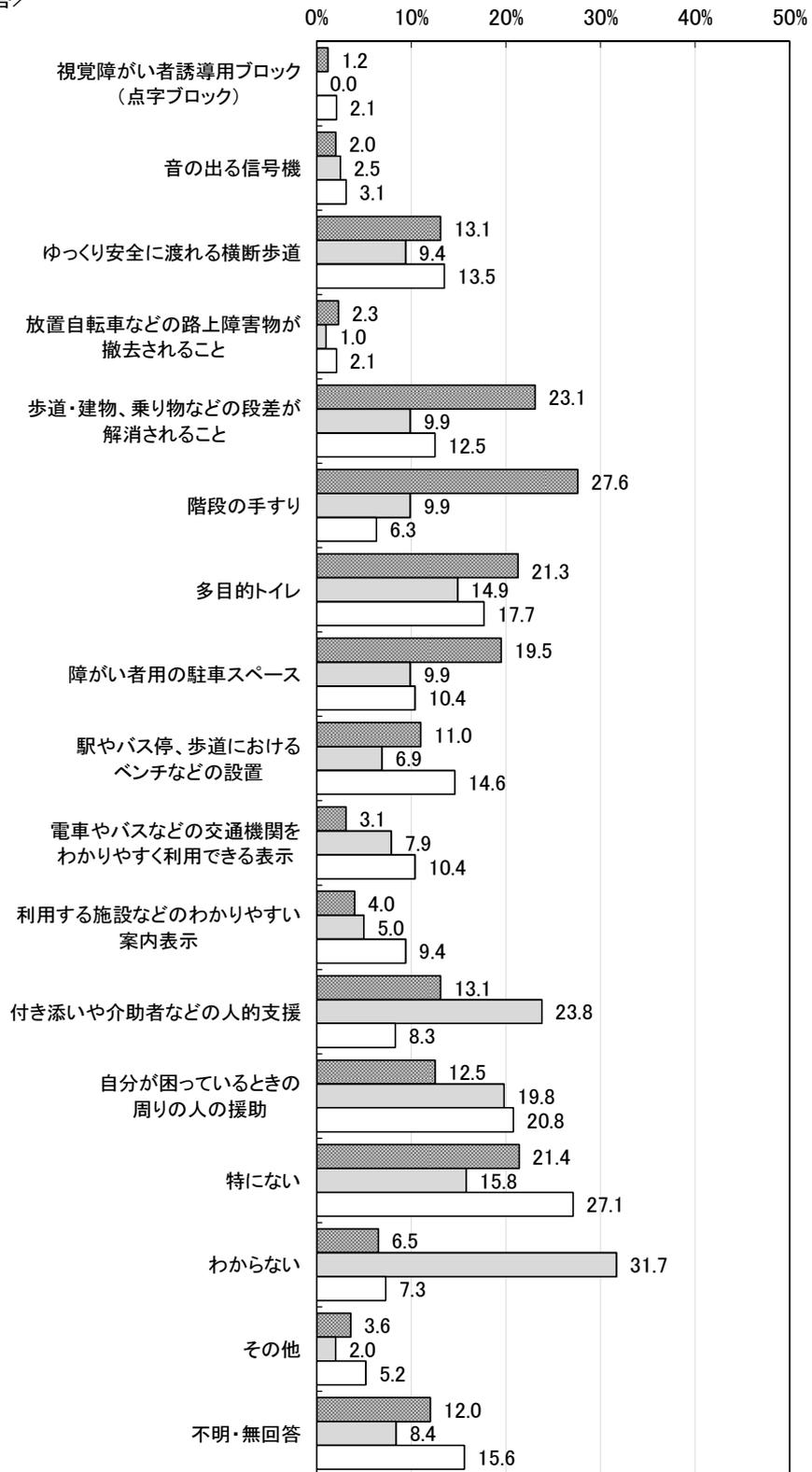
【公共施設の障がいのある人への配慮について】

<単数回答>



【外出することを考えたとき、充実してほしいことについて】

<複数回答>



■身体障害者手帳(N=743) □療育手帳(N=202) □精神障害者保健福祉手帳(N=96)

関係団体ヒアリングでは、「公共施設をつくるときには、ある程度、設計をする段階で福祉団体と話をしてからつくるべきだと思う」などの意見がありました。

課題把握調査では、「バリアフリー*になっていないところが多い。段差や坂が多いように思う。スーパーなどの身障者用駐車スペースに平気で駐車している人がまだまだ多い」と指摘する意見がありました。

施策の方針

- ◇ 生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられることで、社会参加が促進される「共生社会*」の実現をめざします。そのために嬉野市では、
 - ① 建築物、公共交通機関などのバリアフリー*をすすめるとともに、身体障がい者用の駐車スペースなどのマナーについてより一層強化します。
 - ② 安全に安心して生活できる住環境の整備をすすめます。

具体的な施策

(1) 福祉環境整備の促進

取り組み内容	所管課
障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、障がいのある人の声を反映させ、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設や民間施設の建築物のバリアフリー*をすすめるとともに、道路交通環境や鉄道駅などの公共交通機関の整備、改善に努めます。	施設管理所管課 福祉課 市民協働推進課 うれしの温泉観光課 建設・新幹線課
身体障がい者用駐車スペースの適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、利便性が高い場所に余裕を持った適切な駐車スペースの確保をすすめます。	施設管理所管課 福祉課
障がいのある人の地域での活動や行事への参加を促すために、地域コミュニティのなかにある地区公民館等の段差解消などのバリアフリー*に向けた取り組みを支援します。	福祉課 市民協働推進課 文化・スポーツ振興課

(2) 住宅・住環境整備の推進

取り組み内容	所管課
新設される公営住宅をバリアフリー*で対応していくとともに、住戸改修の際にも可能な限り、新設のバリアフリー*設計と同様の仕様とするように努めます。	建設・新幹線課
障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。	福祉課

第5章 計画の推進のために

第1節 市内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすすめます。

第2節 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

第3節 さまざまな組織・団体との協働体制強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい福祉サービス*事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

第4節 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル*」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、社会福祉協議会、障がい福祉サービス*事業所などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー*」の実現をすすめます。

資料編

1 嬉野市障がい者計画策定審議会条例

○嬉野市障がい者計画策定審議会条例

平成 25 年 3 月 26 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。)第 36 条第 4 項の規定に基づき、嬉野市障がい者計画(以下「計画」という。)の策定に関し必要な調査審議を行うため、嬉野市障がい者計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画に関し、法第 11 条第 6 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- (2) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者福祉関係団体に所属する者
- (2) 地域で障がい者支援をする団体に所属する者
- (3) 障がい者福祉関連の業務に従事する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 障がい者福祉に関係する行政機関の職員
- (6) 部長の職にある市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたる者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を会議に出席させ、説明を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 嬉野市障がい者計画策定審議会委員名簿

選出母体・役職	氏名	備考
嬉野市身体障害者 福祉協会会長	○中山 逸男	障がい者支援を行う地域の団体に 所属するもの
社会福祉法人 このめ会 理事長	古川 信子	障がい者福祉団体に所属するもの
嬉野市手をつなぐ 育成会会長	◎山下 俊一	障がい者支援を行う地域の団体に 所属するもの
社会福祉法人 たちばな会 第一たちばな学園 事務長	矢川 雄一郎	障がい者福祉団体に所属するもの
社会福祉法人 ルンビニ福祉会 理事長	織田 智海	識見を有するもの
市民福祉部長	中野 哲也	部長の職にある市職員

◎ 会長 ○副会長

3 計画策定の経緯

開催日	会議／調査	内容
平成29年 1月27日	第1回審議会	計画の策定の趣旨と方法についての説明
平成29年 2月 6日	関係団体ヒアリング (グループインタビュー)	うれしの特別支援学校 PTA
平成29年 2月 6日	関係団体ヒアリング (グループインタビュー)	嬉野市身体障害者福祉協会
平成29年 2月15日	関係団体ヒアリング (グループインタビュー)	発達障がいのある子どもの保護者
平成29年 2月15日	関係団体ヒアリング (グループインタビュー)	鹿島藤津精神障害者家族会
平成29年 2月22日	関係団体ヒアリング (グループインタビュー)	嬉野市手をつなぐ育成会
平成29年 2月16日 ～ 2月28日	当事者アンケート	
平成29年 2月～3月	課題把握調査	
平成29年 5月24日	第2回審議会	調査結果の報告、計画骨子案の協議
平成29年 8月 9日	第3回審議会	計画素案の協議
平成29年 9月 1日 ～ 9月30日		パブリックコメント
平成29年11月 2日	第4回審議会	パブリックコメント結果の報告、計画案の協議・承認

4 調査の概要

【当事者アンケート】

- 調査地域 : 嬉野市全域
調査対象 : 身体障害者手帳*所持者・療育手帳*所持者
精神障害者保健福祉手帳*所持者
調査期間 : 平成 29 年 2 月 16 日～2月 28 日
調査方法 : 郵送による配布・回収

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
2,090	1,081	51.7%

【関係団体ヒアリング】

- 調査対象 : うれしの特別支援学校 PTA、嬉野市身体障害者福祉協会、発達障がいのある子どもの保護者、鹿島藤津精神障害者家族会、嬉野市手をつなぐ育成会
調査期間 : 平成 29 年 2 月
嬉野市身体障害者福祉協会 平成 29 年 2 月 6 日
発達障がいのある子どもの保護者 平成 29 年 2 月 15 日
鹿島藤津精神障害者家族会 平成 29 年 2 月 15 日
嬉野市手をつなぐ育成会 平成 29 年 2 月 22 日
調査方法 : 団体ごとのグループインタビュー

【課題把握調査】

- 調査対象 : 嬉野市所在の障がい福祉サービス*事業所などに勤務する専門職
調査期間 : 平成 29 年 2 月～3 月
調査方法 : 記述式調査票の配布・回収

5 用語解説

あ行

●一般就労：

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

か行

●教育基本法：

日本の教育に関する根本的かつ基礎的な法律。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから「教育憲法」と呼ばれることもある。平成18年12月22日に公布・施行された現行の教育基本法は、昭和22年公布・施行の教育基本法の全部を改正したものである。現行法のもとで、障がいのある人に対する教育の機会均等について、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」と、新たに規定された。

●共生社会：

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

●筋萎縮性側索硬化症（ALS）：

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡する（人工呼吸器の装着による延命は可能）。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。

●グループホーム：

障がいのある人に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設。

●権利擁護：

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

●合理的配慮：

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失した、また

は過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

さ行

●災害対策基本法：

国土ならびに国民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体およびその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧および防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備および推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律。

●児童福祉法：

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設および事業に関する基本原則を定める法律で、その時々々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

●社会的障壁：

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄（早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど）。

●社会モデル：

障がいのある人が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会モデルでの障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考えられる。医学モデルが身体能力に着目するのに対し、社会モデルでは、社会の障壁に着目し、たとえば、電車に乗れないという「障害」を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方。

●就労移行支援：

障害者総合支援法*に基づく、就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対し、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。

●就労継続支援 A 型：

障害者総合支援法*に基づく、企業などに就労することが困難な障がいのある人に

対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●**就労継続支援B型：**

障害者総合支援法*に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人で、雇用契約に基づく就労が困難な人に対して、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●**手話通訳者：**

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

●**障害者基本計画：**

障害者基本法*第11条第1項に基づき、国が障がいのある人の自立および社会参加の支援などのための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、国が講じる障がいのある人のための施策の最も基本的な計画として位置付けられている。

●**障害者基本法：**

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。

●**障がい者虐待防止センター：**

障害者虐待防止法*では、虐待を受けている可能性がある障がいのある人を発見した場合の市町村などへの通報義務が規定され、これに伴い、同通報の窓口となるとともに、障がいのある人への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護などを目的に設置された機関。

●**障害者虐待防止法：**

障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がいのある人を現に養護する人（養護者）に対して支援措置を講じることを定めた法律。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

●**障害者雇用促進法：**

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーション*や在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。

●障害者雇用率（法定雇用率）：

障害者雇用促進法*に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。身体障がいのある人および知的障がいのある人について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定、事業主などに障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの（平成30年3月までは、精神障がいのある人の雇用義務はないが、雇用した場合は雇用率の算定に含まれる）。

●障害者差別解消法：

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

●障害者自立支援法：

障がいのある人および障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成18年4月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法*に改正された。

●障害者総合支援法：

障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス*に係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法*。

●障害者の権利に関する条約：

平成18年（2006年）12月13日、第61回国連総会本会議で採択された人権条約。「障害者権利条約」ともいう。すべての障がいのある人に対して、「(a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重、(b) 無差別、(c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容、(d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ、(e) 機会の均等、(f) 施設及びサービス等の利用の容易さ、(g) 男女の平等、(h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性（アイデンティティ）を保持する権利の尊重」を一般原則とし、「障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること」を一般的義務とする。なお、日本は平成19年（2007年）に署名、平成26年（2014年）に批准した。

●障がい福祉サービス：

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法*で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

●自立支援医療：

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法*で規定される。

●身体障害者手帳：

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●精神障害者保健福祉手帳：

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級～3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度：

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

●地域活動支援センター：

障害者総合支援法*に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

●特別支援学級：

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮のもとに、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

●特別支援学校：

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮のもとに、適切な教育が行われている学校。

●特別支援教育：

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

●難病の患者に対する医療等に関する法律：

難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保および難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

●日常生活用具：

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

は行

●パーキンソン病：

進行性の神経変性疾患。主に、手足がふるえる（振戦）、動きが遅くなる（無動）、筋肉が硬くなる（筋固縮）、体のバランスが悪くなる（姿勢反射障害）といった症状がみられる。これらによって、顔の表情の乏しさ、小声、小書字、屈曲姿勢、小股・突進歩行など、いわゆるパーキンソン症状といわれる運動症状が生じる。

●発達障がい：

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

●発達障害者支援法：

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がい*のある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がい*のある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がい*の早期発見、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務、発達障がい*のある人の自立および社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。

●バリアフリー：

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリー法：

高齢者や障がいのある人の自立した日常生活および社会生活を確保することの重

要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設および車両など、道路、路外駐車場、公園施設ならびに建築物の構造および設備を改善するための措置その他の措置を講じることにより、高齢者や障がいのある人などの移動上および施設の利用上の利便性や安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。

●**避難行動要支援者：**

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

●**福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）：**

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●**福祉的就労：**

企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

●**補装具：**

身体障がいのある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車椅子が有名。肢装具・杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

や行

●**要約筆記者：**

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

ら行

●**リハビリテーション：**

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

●**療育：**

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

●**療育手帳：**

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対

して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

第3次嬉野市障がい者福祉計画

編集・発行：嬉野市役所 市民福祉部 福祉課

〒843-0392

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

TEL：0954-42-3306

FAX：0954-43-1157